

平成27年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年12月11日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 7号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 議案第 8号 町道路線の認定について
日程第 3 議案第 9号 町道路線の廃止について
日程第 4 議案第10号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 5 議案第11号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第12号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第4号）
日程第 7 発議第 1号 第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会の設置
について
日程第 8 発議第 2号 □井茂夫議員に対する議員辞職勧告決議案について
日程第 9 請願第 4号 子育て支援の充実と負担軽減に関する請願書
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君	12番	小川征君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	浅 野 祥 雄 君
総 務 課 長	大 竹 伸 弘 君	企 画 財 政 課 長	田 邊 義 博 君
産 業 観 光 課 長	吉 野 信 次 君	教 育 課 長	金 井 亜 紀 子 君
建 設 環 境 課 長	殿 岡 豊 君	税 務 住 民 課 長	齋 藤 浩 君
保 健 福 祉 課 長	埋 田 禎 久 君	会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 辺 晴 久 君	主 事	鶴 岡 弓 子 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしく願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしております。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時03分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） これより、日程に入ります。

日程第1、議案第7号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第7号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正の主な内容でございますが、道路法等に掲げられている施設や工作物等に係る道路占用料額について、国・県に準じそれぞれ見直しを行うものです。

道路占用料につきましては、地価に即した所在地区分に従い、その占用料が定められているところですが、より実勢に即した占用料額を設定するため、国において現行の3区分から5区分に細区分化し、地価水準の変動等を考慮した上で、平成26年4月に単価改定が行われました。これを受け、千葉県においても平成27年4月から道路占用料の見直しが行われており、町においてもこれまでの道路占用料の考え方を踏まえ、県に準じた改正を行うものです。

なお、御宿町は5区分中、第4区分となっており、いすみ市及び勝浦市と同区分となっております。

単価改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、本議案の4枚目をご覧ください。

工作物や施設ごとの占用料額について、別表形式でまとめており、表の右側が改正前、左側が改正後のものとなります。

占用の実態として最も多いものは、表の上段にあります電柱及び電話柱等であり、電柱は1本につき年額980円から840円に、電話柱は570円から490円に改めるもので、改定率は全体平均で16.5%程度の引き下げとなっております。

施行日につきましては、周知期間を踏まえ、平成28年4月1日としており、本改正における道路占用料額への影響につきましては、本年度の占用許可実績ベースで試算した場合、32万円程度の減額が見込まれております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号、議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第8号 町道路線の認定について、日程第3、議案第9号 町道路線の廃止については関連がありますので、一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第8号 町道路線の認定について及び議案第9号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

このたび、町道路線の認定及び廃止についてご提案させていただきますのは、七本地先の太陽光発電開発事業に伴い、開発区域内にある町道5路線について払い下げ申請があり、近傍地への影響もないと判断されることから、関係道路の整理を行うものです。

太陽光発電事業につきましては、平成25年9月に隣地開発許可申請があり、平成26年7月24日付で千葉県から許可を受け、平成30年度中の事業開始を目指し、工事が進められております。

事業区域といたしましては約25ヘクタールで、筆数といたしましては98筆、うち93筆について開発業者関係の所有となっております。本議案にて提案しております町道につきましては、いずれも開発区域に係っており、道路としての利用実態もなく、開発区域内における土地所有の状況からも将来的に影響がないと判断できることから、道路法第8条第1項及び第10条第3項の規定により、町道路線の認定及び廃止をそれぞれ行うものです。

認定及び廃止に係る路線名、幅員、延長等につきましては、お手元の議案に表でまとめておりますが、認定につきましては2路線で総延長が141メートル、廃止につきましては5路線で総延長が456.2メートルとなります。

路線の詳細につきましては、案内図及び路線見取り図にてご説明させていただきますので、議案に添付いたしました資料をご覧ください。

資料1 ページ、案内図でございますが、太陽光発電開発事業に伴い、町道路線の認定及び廃止を行う箇所の区域全体を示したものです。青色が認定2路線、赤色が廃止5路線となっております。

続いて、資料の2ページをご覧ください。

赤色で示した5577号線及び5578号線につきましては、開発区域内に路線の一部が含まれ、払い下げ申請がありましたので、既存路線の全区間について廃止するものです。

また、青色で示した5633号線及び5634号線につきましては、払い下げ申請のあった開発区域外にあたることから、その区間について改めて道路認定を行うものです。

なお、その他の路線につきましても、路線見取り図としてあわせて添付してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

七本地先の25ヘクタールにわたる太陽光事業の関連というようなお説明をいただきましたけれども、大変広大な土地開発であろうと思いますし、この地先、この図面を見ますと、ちょうど今事業を行われております中山間事業、その農地の上位に当たる部分、上流部に当たる部分の事業というふうに理解をしております。

確かに太陽光は自然エネルギーという中で評価できる面もあるわけでありましてけれども、一方で、非常に多くなる中で、今年の夏は茨城県で豪雨があつて、河川氾濫をいたしましたけれども、ちょうどその、ニュース報道でしか私はわからないんですけども、河川が決壊したとき、この一つの理由と申しましょうか、もともと土手だったところを平らにして、そこに太陽光パネルを設置をしたと。その太陽光のパネルと一緒に流れながら、大きく住宅地に洪水が流れ込んでいるというのがニュース報道でありまして、まだ生々しいものだろうというふうに思います。

また、これらの開発について、今、隣地開発の許可ということで、これは山林について手を加えていかどうかということが主な内容だというふうに理解をしておりますけれども、規制関係、まだまだこれは新しい事業ということで、余りないというふうに伺っております。それからまた、この太陽光パネル、大規模なものになりますと、いわゆる光の反射ですね。例えば住宅地に設置されますと、そうしたものが反射で、いわゆる近隣の方が迷惑だという事例も幾つか報告されていると思っております。

本町は、先般から環境を大切にしていくなだと、また景観を大事にするんだというような町づくりの方向を示している町だというふうに理解をしておりますので、今後こうしたものも関係機関、県・国とも協議をしていただきながら、やはり適切な計画というものが一定必要になってくるというふうに思いますし、そうしたものも国・県に要望していただきながら、やはり適正な設置、運用というものが私は求められるのではないかとこのように思います。

そうしたことも踏まえながら、町としてもこういうものをどういうふうに進めるかということの一定の基準というか、考え方というものも、今後整理をする必要があるというふうに思うわけでありまして、この町道の廃止、認定に関連をいたしまして、町の方針について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま開発に伴うその他の影響というようなお指摘ござ

いますが、まず今回、事業区域として約25ヘクタールのうち、開発森林面積といたしましては、25ヘクタールのうち約15ヘクタール、具体的な数字で申し上げますと、14,993の森林の開発面積となっております。

石井議員おっしゃるとおり、大分大きい区間で開発が行われますので、他への影響ということも含めまして、林業の担当者を含めて、南部林業事務所のほうにも今回の道路の認定、廃止、それから事業認可について、慎重に相談をしてみました。

その相談の中で、当然のことながら、今までの山林を若干いじりますので、雨水の関係であるとか、そうしたところの懸念も含めて、事業者とは排水整備に至るところまで打ち合わせをして、今事前に対応し得る、想定し得る中での排水の考え方、それから林地を開発したときの影響というところは、関係機関を含めて慎重な検討を行ったところでございます。

ただ、それをもって、今後開発が終わったときにどのような影響が出るのかということでは、今の段階では確定的なことは申し上げられませんので、引き続き動向を注視しながら影響等が出た場合についてどうするのか、引き続き対応について検討してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

8番、□井茂夫君。

○8番（□井茂夫君） 8番、□井です。

関連する話の一つと、もう一つは金額の問題というか。

まず、これは林地開発だと思われます。多分あその場所だなど思うのは、かつて宅造をしたけれども途中でやめちゃったところなのかなという、場所はちょっと限定できないですけども、勝浦に向かって左側の家がもうない、最後終わったら、左側のうちの上を上がっていく、御宿台と隣接したところじゃないかと思うんですけども、違いますか。

（「反対だよ」と呼ぶ者あり）

○8番（□井茂夫君） その反対。そうすると、やっぱり石井議員も言ったように、この山林が失われると、当然、ガラスパネルですから、建物が建つと同じような効果があらわれるわけです。

つまり、流出係数といいまして、雨が降っただけ、パネルがある箇所だけは1.0、まるっきり表面流出しちゃうという考え方で、あと残った山林そのものが、山林ですから、かなり雨水を貯留するというか、自分自身がその土地でためる効果が、ダム効果があるわけですね。

パネルそのものが、その面積がそれだけありますと、当然雨の水は出ていることが多いわけ

です。当然それに、この大規模開発ですから、一般的にはダムをつくって、調整池をつくって、それで一旦洪水のときはそこにためて、雨が降ったら徐々に流すと、そういう開発許可になっているはずです。

結局、誰が困るかというところ、その下流側の人たちが、水がそれだけ増えるから困るわけです。その辺も十分、このところ開発はないですけれども、その辺をやっぱり一番チェックしていただきたいというのが私の要望です。ぜひともよろしくお願いします。

これは夷隅川水系に入っていくと思うんですけれども、やっぱりどんどん洪水が増えている状態ですから、この辺は我が町、下流のまたいすみ市にも影響していく話ですから、充分チェックしていただきたい。

もう一つはちょっと確認なんですけれども、これで見たら141メートルを認定して、廃止が456、平米数はちょっと私今つかめないんですけれども、我が町のほうが余計に開発者に提供すると。差し引きですね、単純ですよ。その金というのは当然、町の収入として上がってくるんですよね。その辺ちょっと確認したいんですけれども、当然そうだとは思っているんですけれども、その辺ちょっと説明がなかったので、説明していただけますか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、雨水の排水の関係でございますが、先ほど排水整備のほうで対応しているという説明を申し上げましたが、当然のことながら、開発エリアの中には調整池のほうも設けた中で予定をしておりますので、その辺を含めて、南部林業事務所のほうからの許可をいただいているというような状況でございます。

また、町道の路線の認定と廃止の関係でございますが、ちょうど道路法の関係で、どうしても道路の起点・終点に区間の変更に係る場合につきましては、一旦廃止をした後、改めて認定をするというような状況でございます。どうしても絵で描くと若干ずれているんですけれども、たまたまそれが起点のほうに当たることから、一旦全区間を廃止をした後、改めて区域外になるところについて認定をし直すというような形でございます。

実態といたしましては、町道の延長部分の変更というような形ですが、道路法に基づきまして、認定及び廃止の手続をとるものです。

当然のことながら額につきましては、一旦議会の議決の中で、認定、廃止の手続が認められた場合につきましては、普通財産として振りかえをしますので、近傍地の価格を参考にしながら

ら払い下げ事務が行われていくというような形になります。

また、なお今回の道路の認定、廃止に伴う面積の減少、それから延長の減少に伴いまして、普通交付税、道路橋梁費への反映ということで試算をいたしますと、年間当たり約2万5,000円程度の減少が見込まれているような状況でございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の賛成です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号の採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の賛成です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第10号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、議案第10号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、補正後の予算総額を14億5,994万2,000円と定めるものでございます。

補正内容といたしましては、後期高齢者支援金等の決定に伴う増額及び前年度国庫支出金等の精算に伴う返還金の増額でございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

歳入予算でございますが、5ページをご覧ください。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金の70万円ですが、前年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

次に、歳出予算でございますが、6ページをご覧ください。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金の27万1,000円の増額ですが、今年度の後期高齢者支援金の決定に伴い予算不足が生じたため、追加するものです。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金の2万5,000円の増額ですが、今年度の前期高齢者納付金の決定に伴い、予算不足が生じたため追加するものです。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の40万4,000円の増額ですが、前年度に国及び県から交付されました特定健診等負担金の精算により生じた返還金の追加でございます。

以上、歳出予算として70万円を追加しております。

なお、本補正予算につきましては、去る11月16日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の賛成です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第11号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、議案第11号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ860万円を追加し、補正後の予算総額を9億618万9,000円と定めるものでございます。

補正内容といたしましては、介護サービス費において地域密着型介護サービス給付費が当初見込みを上回ることから、今回追加補正をお願いするものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金の172万円ですが、保険給付費の増加に伴い、国の法定負担分20%を追加するものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金の240万8,000円ですが、国庫支出金と同様、保険給付費の追加に伴う社会保険診療報酬支払基金の法定負担分28%を追加するものです。

5款県支出金、6款繰入金についても、保険給付費の追加に伴う県・町の法定負担分それぞれ12.5%の補正をそれぞれ行うものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の232万2,000円ですが、前年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算として860万円を追加しております。

次に、歳出予算でございますが、5ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費860万円の増額ですが、地域密着型介護サービス、いわゆるグループホームにおいて、当初6名分を見込んでいたところですが、現在では10名の利用があり、当初見込みを上回ることから、不足分について追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第12号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第12号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに7,863万7,000円を追加し、補正後の予算総額を33億6,991万2,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条につきましては、地方債の変更について定めるものでございます。

それでは、まず第2条の債務負担行為についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

(仮称)おんじゅく認定こども園造成工事は、事業期間が翌年度にわたることから、平成27年度から平成28年度までの期間で限度額1,600万円の債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、第3条の地方債補正についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

(仮称)おんじゅく認定こども園建設事業につきましては、本補正予算で追加しております造成、外構に係る設計委託費の財源の一部として地方債の発行を予定していることから、380万円を追加し、変更後の額を2,110万円と定めるものでございます。

道路橋りょう整備事業につきましては、地曳橋補修工事の事業費の増額に伴い340万円を追加し、変更後の額を1,100万円と定めるものでございます。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細に沿って説明させていただきます。

9ページをお開きください。

歳入予算でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、1節防災諸費負担金の39万円は、防災無線戸別受信機を追加購入することから、それに係る利用者負担金を追加するものです。

2項分担金、1目農林水産業費分担金、2節漁港整備事業分担金の200万円は、歳出予算に追加しております漁港整備工事費に対する分担金です。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、5節地域住民生活等緊急支援交付金の844万2,000円の減額は、9月補正で追加いたしました本交付金について、一部の事業が対象外となったことから、所要額を減額するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、4節選挙費県補助金の32万円は、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿システム改修費への県補助金が見込まれることから追加をするものです。

10ページでございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の

3,000万円は、寄附に対する記念品等の拡充に伴い、寄附額が増加する見込みであることから所要額を追加するものです。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目児童福祉施設建設等基金繰入金、1節児童福祉施設建設等基金繰入金の610万円は、歳出予算で追加しております（仮称）おんじゅく認定こども園の造成、外構に係る設計委託費の財源の一部に基金を充当するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の4,095万4,000円は、前年度からの純繰越金を追加し、支出の均衡を図るものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の11万5,000円は、後期高齢者の人間ドック補助金に対する後期高齢者医療広域連合からの補助金を見込むものです。

21款町債につきましては、第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、歳入予算に7,863万7,000円を追加しております。

11ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、11節需用費の4万2,000円は、議員の改選に伴う新議員の防災服の購入費用です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般会計費、3節職員手当の31万5,000円は、職員の児童手当について新たな支給対象者があることから、所要額を追加するものです。

12節役務費の13万8,000円は、郵便料金に不足が生じる見込みのため、所要額を追加するものです。

13節委託料の4万5,000円は、個人番号制度に伴い必要となるネットワーク接続機器等の保守料で、14節使用料及賃借料のうち、電子計算機使用料の13万4,000円についても、このネットワーク接続機器等の利用料でございます。有料道路使用料の13万3,000円は、遠地への出張の増加による所要額を追加するものです。

18節備品購入費の1万8,000円は、個人番号制度に伴い必要となるパソコンプリンターの購入料でございます。

3目財産管理費、7節賃金の20万円は、臨時運転手の賃金に不足が生じる見込みのため、追加をするものです。

11節需用費の324万3,000円のうち、庁舎空調設備の修繕費として293万8,000円、庁舎敷地内の照明修繕費として4万2,000円、公用車のタイヤ交換料として6万3,000円、その他応急修繕費として20万円を計上しております。

16節原材料費の10万円は、町有地管理用資材の購入費でございます。

18節備品購入費の9万3,000円は、個人番号制度の運用にあたって必要となる収納棚等の備品購入費でございます。

4目企画費に計上している項目は、全て活力あるふるさとづくり基金寄附金に対する記念品等に係る経費でございます。

11節需用費の2万円は寄附のお礼状用紙などの購入費。

12節役務費のうち16万円はお礼状等の郵送料、17万5,000円は郵便振替手数料。

13節委託料は、記念品等配送委託費として、寄附額の2分の1である1,500万円にその20%分の手数料300万円を加えまして、計1,800万円。

14節使用料及賃借料の32万4,000円は、ネット決済システムの使用料でございます。

6目防災諸費、3節職員手当の18万円は、災害時における職員の時間外手当及び管理職員特別勤務手当を追加するものです。

18節備品購入費の78万円は、防災無線戸別受信機の需要に対応するため必要数を購入するものです。

12ページでございます。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金の3,000万円は寄附金を基金に積み立てるものです。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、12節役務費の17万5,000円は、不在などで本人に到達しなかった個人番号通知カードの再送付に要する経費として追加するものです。

18節備品購入費の64万7,000円は、個人番号カードの交付申請受け付け時に必要となる顔認証システムの購入費でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、13節委託料の64万8,000円は、選挙権年齢の18歳以上への引き下げに伴う選挙人名簿システムの改修委託費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料の45万4,000円は、国民年金保険料の免除等に係る申請様式改正に伴う電算システムの改修委託費でございます。

2目老人福祉費、28節繰出金の107万5,000円は、介護サービス利用料の増加に伴う介護保険特別会計に対する法定繰出金の追加でございます。

4目出産奨励費、8節報償費の90万円は、新たに出産育児祝金の支給対象があるため追加するものです。

13ページでございます。

2項児童福祉費、3目保育所費、11節需用費の7万円は、岩和田保育所における避難誘導灯などの設備修繕費でございます。

18節備品購入費は、両保育所において期限の到来するガス漏れ警報器の入れかえ経費でございます。

5目児童福祉施設費、13節委託料の999万8,000円は、(仮称)おんじゅく認定こども園の造成及び外構工事に係る設計委託費でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、23節償還金利子及割引料の8万5,000円は、未熟児養育医療等に係る前年度国庫支出金の精算により、国庫への返還が生じたため、追加して対応するものです。

3目環境衛生費、11節需用費のうち、消耗品の30万円の減額は、16節原材料費のミヤコタナゴ生息地の獣害対策費として、環境整備用資材85万円の一部に組みかえて執行するための減額でございます。修繕料の136万1,000円は、ミヤコタナゴ生息地における畦畔等の修繕に対応するものでございます。

15節工事請負費の47万6,000円は、岩和田地先の排水処理施設について、埋設されている構造物の一部が車両等の通行に支障を来しているため、修繕して対応するものです。

16節原材料費の85万円は、先ほど申しあげましたミヤコタナゴ生息地の獣害対策用資材でございます。

4目子ども医療対策費、20節扶助費の25万9,000円は、子ども医療費の助成額が当初予算を上回る見込みのため追加するものです。

4項予防費、1目予防費、19節負担金補助及交付金の20万5,000円は、後期高齢者人間ドック補助金の申請額が当初予算を上回る見込みのため追加するものです。

14ページでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及交付金の26万3,000円は、イノシシ被害防止対策補助金の申請が当初見込みを上回ったことから、追加して対応するものです。

2項林業費、1目林業振興費、19節負担金補助及交付金の4万4,000円は、松くい虫伐採助成金の申請が新規にあることから、追加して対応するものです。

3項水産業費、2目漁港整備費、15節工事請負費の400万円は、岩和田漁港の物揚げ場の修繕が必要となったことから追加して対応するものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、9節旅費の45万3,000円のうち、近隣市町との連携

事業のいすみ外房フィルムコミッション事業で行う先進地視察旅費として40万円、野沢温泉村との物産交流事業における旅費として5万3,000円を計上しております。

13節委託料の602万7,000円の減額は、夏季の天候不良によって監視員が減少したことに伴う海水浴場監視委託費の118万4,000円の減額と、観光商品券発行業務委託事業が地域住民生活等緊急支援交付金の対象外となったことから800万円の減額、御宿勝浦ひなまつり交流イベント業務委託費として300万円の追加、メキシコ記念公園大型バス駐車場候補地の不動産鑑定委託料として15万7,000円の追加を行っております。

14節使用料及び賃借料は、野沢温泉村との物産交流事業における有料道路代でございます。

15ページでございます。

4日月の沙漠記念館管理運営費、11節需用費の43万円は、月の沙漠記念館の浄化槽の故障に対応するための追加でございます。

18節備品購入費の3万9,000円は、事務室電話機の自動音声応答装置の故障に対応するための追加でございます。

5目町営プール管理運営費、11節需用費の20万円及び12節役務費の2万2,000円の追加は、町営プールの入場者数の増加に伴い、それぞれ予算に不足が生じる見込みのため追加をするものです。

13節委託料の37万8,000円の減額は、入場者数は前年度を上回ったものの、天候不良の日も多く、監視員の減員によって監視委託費に不用額が生じたため減額するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、15節工事請負費の180万円は、各区からの要望等により緊急に修繕すべき道路の保護工事費を追加するものでございます。

2目道路新設改良費、13節委託料の30万円は、今年度実施した久保地先の排水整備工事後、民地との間に境界ぐいを設置する必要性が生じたことから、必要経費を追加するものでございます。

15節工事請負費の380万円は、当初予算で実施している地曳橋の補修工事において、工法等に変更が生じ、変更契約をする必要があることから追加をするものです。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、13節委託料の58万4,000円は、当初予算で実施している旧第10分団庫跡地の測量業務において、関係者が当初の見込みを上回ることから追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬の4,000円は、外国語指導助手の任期満了による入れかわりの際の日割り計算による差額でございます。

4節共済費の6万7,000円は、社会保険料の改定及び支払い月の適正を図るものでございます。

16ページでございます。

3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及交付金の28万8,000円は、部活動における県大会への出場に伴い、新たに生じた交通費への補助を追加するものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、8節報償費の17万5,000円は、2月に予定する黒沼ユリ子氏による小中学生を対象とした音楽会の出場者に対する謝礼金でございます。

2目公民館費、7節賃金の98万1,000円は、退職職員を補充する臨時職員1名分の賃金及び臨時図書整理員の賃金。

11節需用費の29万3,000円は、大ホールの扉等の修繕費、18節備品購入費の3万3,000円は清掃器具の購入費としてそれぞれ追加するものでございます。

4目文化財保護費、11節需用費の9万4,000円は、ミヤコタナゴ展示水槽の内容充実を図るための経費でございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、4節共済費の6万4,000円は、海洋センター臨時職員の標準報酬月額差額の差額に伴う追加でございます。

以上、歳出予算に7,863万7,000円を追加しております。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一般会計補正予算ということではありますが、これは6ページであります。地方債補正ということで、おんじゅく認定こども園建設事業ということで、限度額の引き上げというような提案内容であろうと理解をしておりますけれども、たしか認定こども園につきましては、現在、設計業務が行われているというふうに伺っております。

また、この設計業者が決まった中で、その設計内容について、保育所利用者の方々、保護者の方々、また議会においても説明がなされ、さまざまな意見の提案もあったというふうに思いますが、そうしたこの間の経過、また、そうした意見がどのように設計に生かされていくのか、また、昨日も全体的な公費の関係で一般質問もなされましたが、その辺のことも含めまして、改めて説明をいただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 建設費用等の予定額につきましては、税込みで申し上げます。

と、当初合計で5億973万2,000円でしたが、今現在は5億7,258万8,000円となっております。6,285万6,000円の増でございます。

○議長（大地達夫君） 埋田課長、もう少し大きな声で。

○保健福祉課長（埋田禎久君） すみません。もう一度最初から申し上げます。

建設費用等の予定額につきましては、税込みで申し上げますと、当初が5億973万2,000円でしたが、今現在は5億7,258万8,000円となり、6,285万6,000円の増となっております。

これにつきましては、10月15日に開催されました議員協議会と保育所施設建設委員会、10月25日に開催いたしました住民説明会においてご意見をいただき、よりよい認定こども園とするため、建設費用等を増額させていただきました。

具体的に申し上げますと、1つ目が、ロータリー工事として1,080万円です。これは正面玄関の前に乗用車のロータリーを設置するものです。このことにより、乗用車をバックせず、安全に正面玄関につけられるとともに、次に申し上げますキャノピー拡大工事とあわせて、雨にぬれずに布団等を積みおろしできるようになります。

2つ目が、キャノピー拡大工事として540万円です。キャノピーとは、天蓋型のひさしのことでありまして、子供が雨にぬれずに乗るためのものです。この工事は、送迎用バス乗り場を変更することにより、キャノピーを送迎用バス乗り場まで拡大するものです。このことにより、バスをバックせず、安全に玄関につけられるようになります。

3つ目が、廊下拡幅工事として648万円です。これは、一部狭くなっていた廊下を拡幅し、子供の安全を確保するものです。

4つ目が、縁側ひさし拡大工事として540万円です。これは、雨が吹き込まないようにひさしを延ばすものです。

5つ目が、西側駐車場工事として756万円です。これは、こども園の後背地に職員用駐車場と送迎バスの転回スペースを確保するものです。このことにより、保護者の皆さんの駐車スペースを増やすことができるようになります。また、転回スペースを設けることにより、バスをバックせず、安全に玄関につけられるようになります。

6つ目といたしまして、床暖房工事として1,641万6,000円です。これは、当初ゼロ歳から2歳までの保育室に床暖房を整備する予定でしたが、安心で安全な子育て環境向上の観点からも、3歳から5歳児の保育室と子育て支援センターにも整備するものです。

7つ目が、厨房器具整備として1,080万円です。これは、厨房器具はできるだけ既存器具をできるだけ利用しようとしたのですが、かなり老朽化が進んでいたことによるものでございます。

以上の合計が増分の6,285万6,000円となっております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ご説明いただきました。一つ一つは必要な内容だろうというふうに理解をいたしました。

ただ、全体工費含めまして、やはり総額含めまして、適切な設計というのは当然必要だろうというふうに思いますので、きちんと説明できるような内容、また、これからあと数十年にわたって、御宿町の大きな子育て、その中心施設になるということの両方を兼ね合わせまして、対応をとっていただきたいというふうに思います。

了解いたしました。次に移ります。

次に、これは10ページ、11ページでありますけれども、活力あるふるさと基金寄附金、また11ページの企画費の中の記念品等発送委託ということでもありますけれども、大幅な増額ということではありますが、これは先般ご説明いただきまして、このふるさと納税システム、大幅に変更を行ったと。たしか10月からでしたか、新しいシステムで運用を開始したということだと思います。

それで、本日、本定例議会でこうした説明資料も配付をいただいたわけではありますが、この内容について、この増額、そしてまた受け付け時における各発注件数、お礼の品ということであろうと思いますけれども、この件数ですね。これはどのように現在評価されているのか。例えば一番多いのが186ですか。また、ゼロの項目。これは、例えばアワビとイセエビということで、商品がないもの、要するに生鮮の部分で、沖漬けだとか、ないものがあるということは理解しておりますけれども。

これは、たしか協議会の中でご説明いただいた中で、こうした商品がなかなか、御宿町は零細企業が多いという中で、例えばネット販売をしたいんですけれども、なかなかそのリスクが大きいということと、もう一つは、自分たちの商品、これがどういう評価があるのか。なかなかそういう部分の市場リサーチですか、そうしたのもも零細の中ではなかなかしづらいという中で、私はこれ非常に、当時議員からもそういう場に活用してはどうかという提案があったというふうに思います。

ですから、こうしたものを、確かに町の財政の一策としてはあるんですけれども、これはほとんど産業ですよ。これを提案したのは、たしか企画だと思うんです、運用しているのは。この内容は産業分野だと思うんですよ。まさに町長がおっしゃっている人づくり、仕事づくりということの一つの指標がこの中で出てきたんだと思うんです。今までなかなかこうした指

標というのが、私たち議会に資料として出てこなかったわけですよ。例えば宿泊数は何人なのかということも出てこなかったんですよ。

確かにイベント等で入り込み数、観光客、町外から何万人訪れた、何千人訪れたというのがあります。それで幾ら使ったというのはあるんですけども、じゃ、現実それで、どれだけの経済効果があったのかということの報告というのは、これまでなかったと思うんですね。

そうしたこともあわせて、この事業というのは、直接町の財源、収入になるということと、町のPR、産業のPR、そしてもう一つこれを見て感じましたのは、町外、例えば姉妹都市でありますスペイン、それからまた野沢温泉村。ちょうどこれからシーズンになると思うんですけども、リフト券、これも13ということで引き合いがあると。また、スペイン産の品も、これもかなり多数の引き合いがあるじゃありませんか。

そうした中で、まさに姉妹都市として、御宿もその経済交流の一翼をこれで一つ担うと。できれば、野沢温泉でもそういうことをやっていただければ、非常に御宿町としてもありがたいと思うわけでありますけれども、今般はその野沢への来年早々の事業ということも何か補正として載っておるようでございます。それはそれでまたお聞きしたいと思いますけれども、こうしたことをどう評価するのか。また、それについて、やはり財源の問題もありますけれども、今、お話ししましたけれども、産業、これをどうやって育てていくのかという2つの課題は、私これで整理できると思うんですね。大きな指標というふうになると思うのでありますけれども、そうしたことも含めて、この事業について説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） おっしゃるとおりでございます、私どももスペイン産のワインですとか生ハム、この辺が一番引き合いが多くなるとは考えていなかったんですが、それも含めまして、議員おっしゃいますとおり、これはふるさと納税といいながらも、ネット通販システムと同様でございますので、今まで町内の業者さん、ネット販売など手がけたことが多くはございませんので、これを利用して、自分の扱っている商品、これが全国的にどのような評価を受けているのかというようなこともわかりますので、これによってある程度の引き合いがあるということになれば、皆さんもっと自信を持って、どんどん商品の開発ですとか、販売とかできるようになると思いますので、町の収入になることは一義的に大事なことでございますが、町内産業の育成についても重要な位置づけだと思っております。

また、野沢温泉のスキー場のリフト券につきましても、これは10月に最初お願いしたときには余り引き合いがなかったんですが、これがだんだん時期になってきましたら動いてきたとい

うこと、また、生きたサザエですとかイセエビというのは、今は漁期ではなく数が少ないんですが、この辺もこれからとれるようになってくれば引き合いが多くなってくると思いますので、この事業は町の産業の活性化の一事業としてどんどん拡大させていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 議員のおっしゃるとおり、産業の活性化に寄与しているところが強くなってきておりますので、より品物を提供して、広く周知してまいりたいと思います。以上です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一言だけ申し上げます。

本当におかげさまで非常にこの、寄附行為になりますけれども、多く増えています。今、品目が60品目ほどだと思いますが、これをさらに今ご助言いただきました姉妹都市関係を中心に、確実に増やしていきたい。100品目を目指して、職員とともに研究と検討を進めていって、さらなるこの事業の拡大を図っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 石井議員、質問の途中ですが、ここで10分休憩。

(午前11時05分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

引き続き、このふるさと納税、幾つかお伺いしたいと思います。

一つは、このふるさと納税の先ほどの内容なんですけれども、やはりこの商品をどう紹介するかと、商品の紹介の仕方です。写真だとかこの中の文言。このリストと比べましても非常に、商品いいものなのに、なかなか引き合いがないというのはあるようでございます。

そうしたことも今後、非常に大きな研究課題の一つだろうと思いますし、こうしたものを今度、先ほど産業観光課長からも答弁いただきましたけれども、やはりどう、これからの商工施策、観光施策に生かしていくのかと。指標が一定出ますので、大事な課題だというふうに思いますので、これはしっかり連携をとってやっていただきたいというふうに思います。

もう一点は、こうした歳入の部分です。寄附金いただいた歳入、これをどう使っていくかと

いうのも、これは町長、やはり知恵の出どころだと思うんです。どう、こうした気持ちに
応えていくのかということだろうと思いますので、それはもう充分協議をして、使途を決めてい
ただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただいたとおりでございますので、しっかりやっていきます。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 使い道でございますが、ご承知のように、私どものふるさと
納税につきましては、寄附をなさる方が、5つのカテゴリーがありますが、どこに使ってもら
いたいというのが選べるようになっております。寄附してくれた方のご意向に沿うことはもち
ろんですが、既存の事業の財源にすることも重要ですが、また別にせっかくいただいたお金で
すから、何か別の事業をとということも考えたいと思います。また常任委員会などご意見をお
伺いしながら、使途のほうも決めていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

14ページの商工費のことにに関して、4つほどお聞きします。まず1点ずついきます。

一番最初の普通旅費45万3,000円、これは一般質問で先日、フィルムコミッションの金額だ
と思うんですけれども、正直、隣町は2,000万円からのフィルムコミッションの地方創生の資
金を獲得したと。

勝浦市でも地方創生前に、県の補助金で3年間、フィルムコミッションの予算が何百万円か
ついて、今月、映画の撮影で、一般住民を含めたエキストラの募集とかもかかっています、
結構メジャーな映画撮影が始まるということも聞いています。私も、フィルムコミッションと
かロケーションツーリズムに興味がありまして、たまたま近隣市町村には45万3,000円が、言
葉は悪いですがけれども、おまけみたいな形でついたわけです。ただ、先日も申し上げましたが、
別にお金がなくても、知恵を使えばフィルムコミッションのセクションは、前と違う時代の流
れでどうにでも、ウェブを使って誘致とかもできるようなこともあります。

そんな中で、この旅費とは何なのか、ちょっとお答えください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） では、ただいまの旅費についてのお答えをいたします。

一昨日、一般質問の中でお答えいたしましたとおり、一昨日からいすみ市で、講師を招いて
講演会、連絡会が行われております。それを皮切りに、全体で7回の連絡会が予定されてあり

まして、これにつきましては、全体で2,330万円の交付金が充てられているところでございます。

議員おっしゃったとおり、御宿町、勝浦市、大多喜町では、それぞれが40万円の旅費ということで、それぞれが予算化をするような形になっておりますが、これにつきましては、内容等が、まだ連絡会が始まったばかりですので、先進地の視察ということでの予算化をということでございまして、地方創生の近隣市町村の連携により、取り組みが認められたものということでの交付が決定しているものでございます。

これをどういうふうにご利用していくかというところございますが、これは一つの手段として、うちのほうもこれに参加して、これはこれで手段として利用していきたいと。それとともに、それぞれまた町のほうでも、フィルムコミッションというのは以前から行っておりますので、その中でアピールする部分ということも当然やっていかなければいけないものと考えておりますので、あわせて今後も引き続きやっていきたいというところでございます。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

大体そのようなことはわかるんですけども、まだ計画段階でこれからということなんですけれども、じゃ、一体これ、フィルムコミッションの先進地というものが、私的には存在するのかというのちょっと疑問があるんですけども、それはそれとして、積極的にやっているところを視察というのはいいんですけども、どういう人たちを視察しに行くのか。そこを一点お聞きすると、次の質問で、観光商品券発行業務委託、これはマイナス800万円なんですけれども、これは地方創生に上げた案件です。

今、気のきいたコンサルタントとか、ゆるキャラ、B級グルメ、プレミアム商品券、邪道ともう言われています。もう時代は、確かに勝浦もタンタンメン船団、これは立派なことだと思います。それはそれとして、もうどこでもやっていることをやっても、余り見向きはしませんよという意味で、プレミアム商品券も商工会が夏前に発行しました。たまたまこれは地方創生絡みで上げたので、9月の補正で通ったけれども、やっぱり却下されたと。

それはそうなんです。プレミアム商品券も、商店街だとか、これに関して言えば観光商品券ですので、観光協会が独自の施策でやっていたうちは受けたんです。でも、横一列になったときには、もう正直、受けるところもあるんでしょうけれども、千葉県が発行した宿泊クーポンみたいな形で。もうこれも却下されたということで、その辺も反省があるのか。その辺が重要なので、この2点、とりあえずお答え願えますか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 旅費の誰の分ということでございますが、これは町の分ということでございますので、職員の視察旅費というところでございます。これは4名分ということで入れさせていただいておりますが、まだ行き先が決まっておきませんので、これが全部使われるかというところはちょっとまだわかりませんので、そういうことでございます。

あと、プレミアム商品券の関係でございますが、11月11日で使用期限が済んでおりまして、その後、まだ全体をまとめて報告がまだされておきませんので、その辺、報告が出次第、効果等を図りまして、またご報告したいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

その商品券のことじゃなくて、この宿泊者に対して、宿泊施設に泊まったお客さんに、これ多分2,000円か3,000円のクーポンを渡して、町なかに使ってもらおうという商品券ですよ、これは、で上げたはずなんです。これのだから却下された反省、なぜ採用されなかったのかという反省があるのかということを知りたかったんです。だから、それも次の質問と同時にそれを言ってもらって、次に、御宿勝浦ひなまつり交流イベント業務委託の300万円の内訳をいかにでお答えください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） ちょっと質問の趣旨を間違っていまして、申しわけありません。

反省ということでございますが、これにつきましては、創生事業の中で地域の活性化というものを一番に上げておりますので、これにつきましては、当課としましてはぜひやりたい、町といたしましてもやりたいという事業でございましたが、地方創生事業のほうから外されてしまいましたので、多くの財源を充てるということの部分として、減額を余儀なくされたというものでございますので、これにつきましては今後、また別の事業で、これにかわるような事業がございましたら、それに充てていくような形で、また別の事業として考えていきたいなというところでございます。

あと、ひな祭りの関係でございますが、これは300万円、地方創生事業のタイプⅡの上乗せ分として、従来行っておりますつるし雛めぐりと、勝浦市で行っておりますビッグひな祭りを連携して行うことにより、両地域が相乗効果を上げられる取り組みに対して、交付金の決定を受けたものでございます。

予算の内容といたしましては、勝浦市のキュステと御宿町内を結ぶシャトルバス、平日4往復、休日6往復を2月26日から3月6日までの10日分の運行経費150万円、イベントのポスター、パンフレット作成経費で150万円、これにつきましては会場案内と飲食店の地図、スタンプリナー等を企画されておりますので、その作成費用ということで150万円の計300万円をこの委託費ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

そんな中で、大体メイン会場は勝浦のビッグひな祭りで、御宿町でやっていますつるし雛に絡めてシャトルバスを使うということで、このシャトルバスなんですけれども、バス会社ありますよね。そこでどうやってお客さんたちをピックアップするかは、これからか、もうわかっているかわかりませんが、例えば御宿から、つるし雛会場からキュステまでなのか、途中でも手を挙げれば乗れるのか。例えば勝浦に行くのに乗れるのか、帰りにそこからつるし雛会場までじゃなくてもおられるのか、その辺のことがわかれば教えてください。

それと、さっきの商品券のことなんですけれども、ちょっとかみ合わないんですけれども、余分なことは別に、町の温かい金は大事に使えということを僕は言いたかったんです。ただ、何かをやってくれとかそういうことじゃないので、その辺はそれとして言っておきます。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） シャトルバスの件についてお答えいたします。

今、勝浦市のキュステという文化センターですね、あそこが勝浦市のメイン会場ということでございますので、そこと御宿の、今の打ち合わせですと、駅を拠点にそことを結ぶような形で考えております。

ただ、町内の中に各店舗が会場になっておりますので、できる限り国道の通りに1カ所か2カ所ぐらいはとめられるような形で考えていこうかなというところでございますが、まだはっきりそこまで決まっておられませんので、一旦そういうことを検討していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

柔軟な住民サービスだと思いますので、対応をその辺はさせていただいて、最後に1点、質問

させていただきます。

駐車候補地不動産鑑定業業務委託15万7,000円、金額的にはこの業務委託、不動産鑑定士への業務委託は大した金額ではないとは思うんですけども、先には莫大な、もし開発するのであれば、メキシコ記念塔を初め、波月荘跡地を含めたインフラ整備を思っただけの大型バス誘致だと思うんですけども、メキシコ記念公園、大型バスですね。

これは委員会もあったんですけども、私自身も疑問に思うところは、300坪の土地をこれは購入するというお考えで不動産鑑定士を多分入れたと思うんですけども、今のこの時代、優先順位がどうなのか。そこが一番優先順位なのか。優先順位は月の沙漠記念館前の駐車場をどうにかするほうが先ではないかと思うわけで、まして御宿町は売れる町有地が結構あります。今、財政が厳しい中、賃貸でもいいわけです。もし駐車場にするんだったら。買うことに関してはちょっと疑問があります。

それプラス、先のグランドデザインが全くできていない。そこを駐車場したからって、あそこの道路、遊歩道の整備と一番天井のカフェなり、そういう大型バスを誘致するというのであれば、何十人、何百人のお客さんが今までと違って行くんだらば、トイレの整備から全てをしなきゃいけない。そこが決まっていなかったら不動産鑑定士を入れて、購入に向かうというのはいかななものかと思しますので、その辺は観光課長でも、町長でも、お答え願えますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 初めに、月の沙漠記念館に関しましては、先般、各大手の旅行会社を6社回りまして、観光客誘致、月の沙漠記念館への誘客についてお願いに上がって、現在幾つかの会社が協定を結んでおりますが、そういう中で、ご承知のように、前にある大きな私有地の駐車場についても協定を結びました。これは毎日ということではなくて、旅行会社から連絡があった場合はそこを活用させていただくというようなことで、月の沙漠記念館については、そういう契約で、できるだけ今までみたいにバスが道路にとまることのないように、突然来て、何も知らないバスがとめたり何かするかもわかりませんが、そういうお客さんについては契約、あるいは入館する大型バスのお客さんについては、そういう形で現在対応しております。

また、メキシコ公園の整備の中でも、この大型駐車場の関係でございますが、この9月に200万円の整備計画にかかわる予算をご承認いただいておりますが、その内容としては、駐車場の整備とか登り口の歩道整備、あるいは落石対策、あるいは上がったからの階段状になっている棟までのバリアフリー対策、さらには少し先になっておりますあずまや周辺の整備と、大

まかに言いまして5項目ございますが、今発注するところがございますが、そういう中で、ご案内のように、私自身はメキシコとの史実というのは、本当に400年前の史実というのは、私たちの祖先がなした非常に大きな世界に誇るべき行動といたしますか、史実であると思います。これは、これから将来にわたって、内外ともに大きく広くPRしていきたい。私たちの誇りがありますから、その誇りとするところをできるだけ多くの人に知らしめて、知っていただいて、この御宿町の観光あるいは教育ということに結びつけながら、レベルアップしていきたいと、PRしていきたいと考えておるところでございます。

そういう中での駐車場整備でございますので、これは一どきに全てをできませんので、初めに駐車場を整備させていただきたいと。トイレ等、一番上のほうにございますが、徐々に多く来れば、もう1カ所ぐらいは必要になるかもわかりませんが、そのように考えております。

ご案内のように、町第4次総合計画の中にも、アクションプランの中に駐車場整備が入っております。上げさせていただいております。また、このたびの総合戦略の中にも、非常に重要な事業として上げております。そういう中で、できるだけ私も、いつも皆さんにご指摘いただいているように、一歩でも二歩でもスピーディーにこの事業を進めさせていただきたいということでご提案させていただいたわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

大体、町長の思いも何回も聞いているのでわかるんですけども、メキシコの史実は史実として、それはすばらしいものが我が町にもあります。しかしながら、全国どこでもそういうような歴史みたいなものは、各町、大きさは違っても持っていると思うんです。メキシコの背景があって、登ったときにそういうことを知らしめるということと、この駐車場は別物だと思うんです。

ということは、別に健康な人だったら岩和田の漁業組合の駐車場から、裏から、もう遊歩道もあります。そこを整備すれば簡単になります。最短で新しくつくろうと思えばつくれます。そこに大型バスを入れる駐車場が本当に必要なのかということが問題であって、そこに駐車場をつくったからといって、じゃ、道路を歩かせるのかということになるので、その辺をちょっと懸念して、もうちょっと考えてもらってという話をしたかったんです。それはそれで、僕の意見として言っておきます。

終わります。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

先ほどの認定こども園の件で、保健福祉課長に質問します。

過日の議員協議会で、確かに3歳、4歳、5歳の床暖房について、行政から説明があったときに賛否の意見があったわけです。そのときに、ゼロ歳から2歳までは暖房にしますという説明があった。3歳児から5歳までは暖房はないんだと。そこで、3歳から5歳児までも暖房をつけたほうが良いという意見と、必要ないという意見が両方あったと思います。今日の結果は、3歳児、4歳児、5歳児のところも暖房をつけますと。

今、ハード面といいますか、イニシャルコストといいますか、予算よりかだんだん上がってきています。そういう中で、結果出たわけでしょうけれども、どういう経緯でこの3歳児、4歳児、5歳のところまで、どういう理由とどういう経緯で床暖房をつけることになったのか。課長から説明をしていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 10月の議員協議会におきましても、堀川議員さんから果たして必要なのか、保育所の先生方の意見も聞いてみてくれというお話をいただきまして、その後、両園長に聞きましたところ、つけていただきたいということでございました。その意見を町長と協議して、決めさせていただきました。

ただ、範囲につきましては、廊下とかそういうところは床暖にせず、子どもさんが普段いるところ、あと子育て支援センターといまして、妊婦さんや、保育所に入っていない子供さんが見えるところについて、今回、床暖房をつけさせていただくということにいたしました。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

非常にこの認定こども園というのは、私も地方創生で、若者誘致の件で発言もさせていただきましたけれども、若者を受け入れるために、認定こども園というのは、御宿町としては大きなインパクトになるというふうに思っておりますので、ここは大事にしたい。だけど、本当に3歳児、4歳児、5歳児に床暖房が要るのかどうか。といいますのは、イニシャルコストばかり考えないで、それだけ予算があれば、もっとソフト面に努力をしていくべきじゃないかというのが私の意見なんです。

そういうことで、意見をこの前の議員協議会で述べさせてもらったつもりなんですけど、結果としてそういうことで、3歳児から5歳児のところ、もうここは小学校につながっているんで

す。小学校に床暖房はないんですよ。だからやっぱり子どもというのは、ある程度、年を追って鍛えていかなきゃならないというのが、私は子どもの教育ではないかなと、こういうふうに思っておりますので、今回はもうこれで決まったことですから、あえて反対はいたしませんけれども、今後、子どもの教育について、ソフト面で考えて、イニシャルの件も、それからこれからの子どもの教育の件も考えていただくように要望して終わります。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

9番、大野吉弘君。

○9番（大野吉弘君） 大野です。

産業と観光面について大分議論がされておりましたので、関連で1つ、少し明るい話題を提供できればと思います。

おととい9日の朝日新聞で、知っている人は知っている、知らない人は知らないかもわからないですけども、「御宿の宝、アワビ育む魚礁」と、イナダ記者が大々的に取材をかけてくられまして、紹介していただきました。

先週から今週にかけて、岩和田、御宿地区の魚礁事業ということで9カ所に、それも場所が、今までの魚礁事業と違うところは、綿密に今回は調査をし、実際に潜っている方たちとも、漁組とも密にミーティングを行いまして、その結果、9カ所を選定して、クロ、アカ、マダカというそれぞれの生息域にわたって、ピンポイントで適地を選定して魚礁を投入するという、初めての細かい組み立てがなされた魚礁事業です。その結果、9カ所に3,600枚が先週から今週にわたって投入完了しています。

魚礁が適所に設置されたからといって、来年から稚貝もそこにつけていくんですが、そこに稚貝を置いたからといって、総数が、相当の数が勝手に増えるわけじゃありません。継続して手をかけて育てていかなければ、過酷な海の中では、稚貝はなかなか収漁サイズまでにはいきません。

その辺も含めて、これをせっかくいいきっかけで、これだったらちゃんとやればいけるというスタートラインによりやく、初めて着くことができた、先の明るい大事な資源を、アワビを育む事業ということについて、やっぱり漁民、漁組当人たちはもとより、意思のある民間、町民も含めて、当然町も包囲網を広く大きくつくって、ちゃんと予算も立てて、このタイミングを逃さないように、何とか御宿の貴重なプレミアムな資源として世界へ売っていくというようなどころまでの物語を完結させなければいけない。この大事なきっかけをいただいたというス

ターゲットラインに着けたこの環境と、その展望について、町長の意見をお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まさにご指摘のとおりでございまして、おととい、御宿の宝ということで新聞に大きく掲載されておりますが、今発言にありましたように、この事業はこれからのアワビ増殖事業の第一歩であるという位置づけの中で、地方創生の重点事業としてもアワビ増殖事業を挙げておりますので、今回9カ所に魚礁を設置しました。そして、これから稚貝の放流があります。その点検・調査もその後でございますが、どのくらい生息するのか、生き残れるのか、その確率等もあります。

それと、今後のアワビ増殖事業をどのように続けていくのか、つなげていくのかということについて、まさに今、非常にキーポイントの時期でありますので、山川先生を初め、ご指導いただきながら、今後現状をきちんと把握しつつ、これを、今もご意見ございましたように、稚貝をどのように育てるかということと、この一、二年は調査で、残存率といいますか、生存率をきちんと把握しなくちゃいけませんけれども、そしてさらには稚貝の放流を広く事業を拡大して、どういうふうにやっていくのか。これは、さらには国・県の力をいただかなくちゃいけないと思いますけれども、できる限り地方創生事業を充てていただいて、交付金もいただいて、そういう私は考えでおります。

御宿町にとって非常に大きな宝であるという認識の中で、これを大きく育てていきたいと思っておりますので、またどうか今後ともご指導、ご支援くださいますよう、お願いいたします。

○議長（大地達夫君） 9番、大野吉弘君。

○9番（大野吉弘君） 9番、大野です。

ぜひこのきっかけを無にしないように、みんなで力を合わせて形にしていきたいというふうに思います。

それと、それに付随する、関連すると思うんですが、この漁港整備費についての内訳と内容というか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、漁港整備費のご説明をいたします。

本年11月の下旬に岩和田漁港の一番前、海に向かって左側の物揚げ場の側面のコンクリート壁が、経年消耗により倒壊の前兆が見られたというところでございます。工事延長といたしましては、13メートル。これがちょうど、時期が12月の補正予算を上げる間際ということで、急遽この工事費を入れさせていただいております。全部が倒れてしまうと、魚を揚げるために、

一番前でございますので、魚を揚げる重要な場所ということでございますので、この工事費を入れさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

11ページであります、この中の財産管理費、修繕料ということで、庁舎のエアコン、それから街灯、それからタイヤとかっておっしゃいましたか。そういう説明をいただいたというふうに思いますが、この詳細について、細かい内容について、そういう内容でいいのかどうか、また場所はどこなのかを含めて説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 庁舎管理のほうの修繕料ということで、1点はまず、一番大きなものは、エアコンのポンプの部分の改修ということでございます。3基ありますポンプの部品の部分を交換させていただくということで、この部分で293万8,000円ということでございます。それから、もう一点の街灯の修理、庁舎裏の消防本部の付近の街灯につきまして、今、漏電が発生しておりますので、この照明の修理代ということで4万2,000円。それから町長車のタイヤの交換で6万3,000円、それから今後の修繕に備えまして20万円というような積算でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

庁舎管理ということで、これは修繕の基金、たしかそうしたのもも積んでおったかというふうに思うわけでありまして、エアコンでありますけれども、毎年1回ぐらい、エアコンについての修繕費が上がってきていると思うんです。これを積み立てますと、相当な金額になるというふうに思うわけでありまして。

いわゆる本庁は床、基礎部分に大きな水槽が設置されて、その水を使つての暖房、冷房を行っているというふうに理解をしておりますけれども、一体管理でございますので、ランニングコストですか、いわゆる修繕費ですよね、それが非常にばかにならないというふうに思うわけでありまして、今後これをどうしていくのかということは大事な課題であろうというふうに思います。

また、この議会棟でありますけれども、これも例えば今日もたくさんの傍聴者が見えていま

すけれども、音声が聞きとりづらい、またたくさんの傍聴者が見えますと、大会議室等に中継も行っていただいているわけでありすけれども、そこの中継のところも聞こえづらい、また画像についても見づらいというような事例がございます。

大会議室等も今年、地方創生に絡めて整備を行うということであったようでありすけれども、それも残念ながら該当せずということで、詳細は承知しておりませんが、必要最小限の中で事業は実施されたのかなというふうに理解をしております。

そうしたものを今後どうしていくかということは、大事な課題だというふうに思いますので、これもやはり整備方針、整備計画、こうした中で、いわゆる年次計画、先々やるということが修繕費、またきちんとサービスですね、皆さんの職務環境、また住民の皆さんに来ていただく、また会議でも使っていただくわけでありすから、そうしたもの、必要な施設の使う環境を整えることは当然だろうというふうに思いますので、財源的に含めまして、非常にこれから多額が見込まれるというふうに理解をしておりますので、計画的な運営をしていただきたいと思います。

それからもう一点、街灯であります、これは消防庫の前ということの漏電ということでありすけれども、本町、これも随分たつわけでありすけれども、進入路のところの街灯が幾つかあるんですけれども、木でできたこういう逆L字型をした、ちょうど桜並木のところに、間、間にある街灯なんです。それからあとの庁舎の前あたりにも幾つかございます。

これが構造が木でございまして、それで街灯がL型になっているんですけれども、この街灯でかすがいと申しましょか、とっているんですけれども、これがもう腐っていて、落ちる状況がこの間も幾つかあって、それは私も発見したらすぐに職員に伝えて、応急処置はしていただいているんですけれども、この元のところがもうぐらぐらし始めているんです。

ちょうどこの通用門の前のところは、こんな状況です。安全・安心と言っている中で、しかも駐車場のすぐそばですし、役場の布基礎というんですが、そこにも幾つかあるわけじゃありませんか、付随して。もう住民の皆さんも通る、車、今日も嵐ですよ。台風と同じような状況になったわけでありすけれども、そうした風でそういうものが倒れたらどうされるんですか。安心・安全、まず足元からそういうものを日々確認をする。管理する。私これ予算に入っていると思ったんですよ。これは大変大きな問題だと思いますよ。大事な問題だと思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この庁舎自体、あるいは庁舎周辺の公共施設についてのみならず、町

内の公共施設、これは本当にいろいろな意味で、各施設が老朽化が進む状況にあります。ご指摘いただきまして、さらにしっかりと点検させていただいて、できるだけ早く危険を催す施設については、きちんと新年度予算で対応させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 庁舎のことでもう一点、指摘させていただきたいと思うんですが、この本庁舎、非常に立派な設計でございます。今日も予算で、先ほど質疑もございましたけれども、いわゆる映画でありますとか、それからコマーシャルですね。こうしたものに本庁舎をシチュエーションとして使わせていただきたいということで、過去、随分事例があったというふうに思います。

今、ここの前のロータリーのところ、承知されていますか。石が落ちていたり、草が生えていたり、それからもう一つは黒い汚れです。これはそういうものがあっていいのか、悪いのかというのは確かにあります。何百年もたって歴史を感じるねと、そういうことなんですか。僕は違うと思います。自然石を使って、町民の皆さんの税金を使って建てられた。大事に使っていかなくちゃいけないんじゃないですか。

それから、バリアフリーとの関係はあろうかと思えますけれども、歩くところも自然石ですよ。それが剥がれている。幾つか直していただいているところもありますけれども、これ設計の思想があるんじゃないですか。それに基づいてどう管理するのかということが大事じゃないんですか。それともこれは、自然に任せて歴史的な建物にするということなんですか。新年度予算という話もありましたけれども、緊急度あるんじゃないですか。それを皆さん指摘されているんじゃないですか。優先度をきちんと示して、議会、住民の皆さんにご理解をいただいて、執行する予算を計上する。

この間も幾つか協議、私も今、産業建設に属しておりますけれども、議会直前で協議、たくさんあるんですよ。それは確かに災害だとかの緊急時は、それはわかります。必要だったらじっくり練り上げて、どういう効果を求めるのか。その予算はどうするのか。

私は産業ですけれども、教育や総務、さまざまな課題がありますよね。その優先順位をどうつけるのか、きちんと説明されて、住民の皆さんにも納得いただく、私たちも納得する。ああ、これは確かに必要だ、そういう予算のつくり方が大事じゃないんですか。そういう予算だと思っんです、一つ一つ。もっと大事に、そのために総合計画、基本計画、実施計画、予算があるんじゃないんですか。そこを踏まえて、緊急であれば、緊急なりのきちんとした説明が必要じゃないんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろとご指摘いただきまして、ありがとうございます。

私も、日常の中で気づくところは全て、即、職員に指示をしておるんですが、なかなか私の力もないせいもあります、100%は動き切れない、動いてくれない。それは、こういうところで、本当にご指摘いただいて感謝を申し上げるんですが、まさに石井議員さんのおっしゃることはそのとおりでございます。この庁舎の基本設計の基本理念は何か。そういうことをしっかりと頭に入れて管理するべきだ。全く私は同感でございます。一つ一つ庁舎の周りの施設を見ても、これでいいのか、口酸っぱく言っていますけれども、なかなか動かない。これからより一層努力させていただきます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 失礼ですけれども、町長はお一人じゃないんですよ。町長はお一人じゃないわけです。そのために職員がいらっしゃるわけです。そういうのをやはり普段から議論をしていただくと。

先般も農業問題で議論されたというお話を伺いました。文殊の知恵という言葉もありますよね。そういうこと大事じゃないですか。されていないということを行っているわけじゃありませんよ。もっともっと議論をして、そうすれば考え、どれを優先すべきかも含めまして、住民の皆さんも議会も納得されると思います。予算も人も、それは町長が今おっしゃられましたのも有限です。それをどう効果的に使うのか。そのために職員の皆さん、課長の皆さん、我々議員も12名いるわけでありまして、町民の代表として。もっともっとそういう場所を活用して、一つ一つ着実な事業をする。また庁舎管理をするということだというふうに思います。そういうお気持ちがあるんだったら、それをどう具体化するか、そのために人を動かす、それが私は大事じゃないかということをご指摘させていただきたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、北村昭彦君。

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

先ほど堀川議員のほうから、認定こども園の床暖房に関するご質問がありまして、私もそのお話を伺って、ちょっと気になったところがありましたので、関連して質問をさせていただきたいと思います。

今、期せずして、庁舎の絡みで基本理念ですとか、それからもっと議論をというお話が出たところでございますけれども、この認定こども園の施設についても、今まさに中身をどうしよ

うかというところ、それから堀川議員からソフト面、これから大事だということがございました。

そんな中で、先ほどのお話の中で両園長のご意見として、床暖房の施設があったほうがいいということで、なくてもいいんじゃないかというご意見もある中で、今回はそういう決定をされたと伺いました。

理念というか、きっと両園長に床暖房があったほうがいいという思いが、なぜあったほうがいいのかという思いがきっとあったのではないかなと思うんですけども、もしそういう思いがお耳に届いているようでしたら、お聞かせ願いたいというのが1点です。

それから、再三、前の臨時議会でも同じような質問をさせていただいてしまったんですけども、十分な議論を、みんなのいろいろな意見をという中で、これからソフト面について、よりよいものにみんなですていこうという中で、どのようなステップを踏んで、どのようなスケジュール感でそういったことが今後、進んでいくのかということももし決まっているようでしたら、教えていただけますと嬉しいです。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、床暖房の件についてでございますが、園長先生方は、当初からつけてもらえれば、それがよかったと。ただ、費用の面もあるので、最低限といいますか、お願いしたいというところで、最初ゼロ歳、2歳につけたということです。ただ、もちろん、できることであれば3歳児以上もつけていただきたいというお話でございました。

もう一点のソフト面につきましては、一般質問でもお答えしたんですが、今、保育所の先生方が県内の認定こども園にお伺いして、いろいろお話を聞いております。3月に一旦案をつくりまして、それを4月以降に、これもまた一般質問でもお話ししましたが、内閣府にご紹介いただいた機関にそれをお示しして、ご指導いただくと。それが完成しましたら、議員さん方にお示ししたいと思っております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 2番、北村昭彦君。

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

ありがとうございます。3月、4月、検討が進んでいくというところでございますが、最後に希望といたしまして、やはり住民の方々、特に子育て中のお母様、お父様たちもいろいろ、こんな園になったらいいなという、いろいろな夢や希望が膨らんでいるところだと思いますので、私もその一人でございますけれども、そのような声も早い段階で、いろいろなことがもう

決まってしまうからではなくて、早い段階で吸い上げるということ、私も仕事としてやっていきたいと思いますし、そういった機会をいい形でつくっていただけるとうれしいなというお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） ほかに質問ありませんか。

（発言する者あり）

○議長（大地達夫君） □井議員、ここで午後1時半まで休憩にします。

（午後12時12分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時34分）

○議長（大地達夫君） 8番、□井茂夫君。

○8番（□井茂夫君） 8番、□井です。

認定こども園につきましては、画期的な建物ができるということで、皆さん創意工夫して、いろいろ案は出ているんですけれども、その中で、私はどうしても言っておきたいことが2つございます。

まず、イノシシ対策。これは、御宿台はイノシシがいっぱい出没するところなんです。それで、このイノシシ対策をしない限り、十分な対策をしない限り、この認定こども園の価値はぐっと下がると思います。世間ではいろいろな対策をしております。少なくとも最新の対策でこのイノシシ対策を、ぜひとも重点の一つとして進めてもらいたいと思います。

それともう1点は、私も以前から申し上げているとおり、あそこは南西の風がすごく強いんです。ひさしを長くするというような話は言いましたけれども、私はできれば、サンルームにしていきたいなど。サンルームにして、そこでいろいろ洗い物を乾かしたり、いろいろなことができるわけです。

ですから、よそとはちょっと違う気候、風土といったらちょっと大げさかもしれませんが、特殊な気象条件がありますので、ぜひとも対策を練ってもらいたいと思います。

この2点について、すみません、課長、よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、1点目のイノシシ対策についてお答えいたします。

こども園の周囲にはフェンスを設置いたしますが、子どもの園外抜け出し対策、外部からの

侵入者対策、またイノシシなどの有害鳥獣対策としてどのぐらいの高さがいいのか、現在検討しているところです。最終的には、実施設計の段階、具体的には2月ですが、までには決定したいと考えております。

もう一点ですが、サンルームということで、貴重なご意見ありがとうございます。この件についてちょっと、要望いただきまして、設計会社等々と協議してみたんですけども、床面積等の関係で、代替として、先ほど議員さんもおっしゃってありました園側のひさしの拡大工事を考えさせていただきました。

これは、ひさしの高さをなるべく低く、30センチ低くしたんですが、するとともに、今までひさしの長さが90センチだったんですが、それを60センチプラスして、150センチとさせていただきます。貴重なご意見、どうもありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 8番、□井茂夫君。

○8番（□井茂夫君） 8番、□井です。

ひさしを下に下げるということは、太陽が子どもたちに当たらないと。そういう両面、風に対しては強いけれども光に対しては弱いと、表裏、実際、物事はあるわけですよ。

そこで、どう価格とか、どこで歩み寄ることができるかということを考えていかなきゃいけないわけですけども、実際、私が理解したいのは、サンルームって一体幾らなんですか。それで、ひさしを長くするのは幾らですか。その差額は、じゃ、幾ら増額になるのか。それがわかれば教えてもらいたい。ちょっとわからなければ、この2月という話がありますので、今ここで聞くのはちょっと早いのかなと思いますけれども、少なくとも高いということはわかっていて、それでひさしで対応しようということなんだと思いますけれども、わかる範囲でよろしいですから、お聞かせ願いたいんですけども。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） ひさしの拡大工事につきましては、先ほど申し上げましたように、540万円でございます。

サンルームについては、誠に申しわけないんですが、今現在はちょっと積算できておりません。ただ、ルームというぐらいで、床面積が増えますので、そうしますと、ほかの起債のほうにもちょっと影響が出てきてしまいまして、交付税にも最終的には影響が出てしまうということもありますので、このひさしをちょっと考えさせていただいた次第でございます。

○議長（大地達夫君） 8番、□井茂夫君。

○8番（□井茂夫君） よく比較して、メリットは、サンルームのほうが風は完全によけるこ

とができる、太陽もさんさんと部屋の中に入れることができる。そのよさが何十年も続くわけです。暖房費はかからないんです。そういう要素も、あらゆる要素を加えて、安いか高いかを、イニシャルコストだけじゃなくて、将来の維持管理費も含めて考える必要があるんじゃないかなと私は思います。

だから、今詳細にわたってわからないということですから、以後は町長とも折衝して話すことで、予算との関係あるということですが、せっかくつくるものですから、御宿台の気象条件をよく加味してつくってもらいたいと。後からの祭りでは困りますよということをお私につけ加えて、このことにつきましては質問を終わります。すみません、よろしくお願ひします。

○議長（大地達夫君） ほかにございませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

12ページになりますが、戸籍住民台帳費ということで、個人番号カード受付用顔認証システムということで、これは先日もこの内容で、事務の仕方ということでお伺ひしたわけなんです、改めてこの事務内容について伺ひたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今回お願ひしました顔認証システムの補正に関してご説明させていただきます。

今回の顔認証システムの導入につきましては、個人番号カードに付される顔写真と、申請者の同一性、あるいは不適切である個人カードの発行を確実に防止する、間違った交付をしないという観点から導入されるものでございまして、総務省自治行政局の住民制度課というところから、9月末に、個人番号カード交付時における顔認証システムの積極的な活用についてという通知文書が配付され、11月20日ごろ、そのシステムを格納したCD-ROMが各市町村に配付されたところでございます。

この検討にあたりましては、近隣市町村と10月中に導入に向けての会議等も開催されまして、御宿町でも導入したいということで、今回提案させていただいております。

今回の個人番号カード、あるいはマイナンバーについては、成り済まし等による不正利用等を防止する観点からも、その交付にあたっては、厳格な申請者と受け取る側の同一性の確認を重要としておることから、この顔認証システムを利用させていただきまして、適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今、ご説明いただいたのは、このシステムの必要性ということですね。それは国からの説明を今説明いただいたと。それに基づいた現場の事務はどのようにされるのか。

この顔認証ですけれども、例えば、ご承知のとおり、免許証がありますね、車の免許証。これもたしか顔写真がごございますよね。例えば免許証があれば、これも政府関係機関が発行したものだろうと思いますので、一般的にはそれで本人確認、これまでもされておりましたよね。それということの中で、なぜそこまで必要なのかという、これは素朴な疑問です。

それと、じゃ、現場の事務の中で、きのうは諸証明の中の書類の中の申請書の中の一覧にこの個人番号という記載欄を設けるということの議案の審議だったと思うんですね。その、もう一度聞きますけれども、書く、書かないの問題。これも、きのう聞いていてわからなかったです。それはどうなっていくのか。

それともう一つ、この補正に載っております顔認証システムですね。これ既に、どこでどういうふうにつくるのかもちょっとよくわからないんですけれども、もしカードを申請されて、添付する写真、その時点で当然、例えば一般的には車の免許証であれば、必要な免許証を交付時に持参をすると。もしくは、そのカメラで撮っていただいて、その係官が本人と写真が一致しているかどうか、目視をして使用するということだと思うんですね、どういう事務内容かわかりませんが。私なんか申請して、そんなことなのかなと単純に思っているわけがありますけれども、この場合は公務員がこの事務を行うわけですね。これを、例えば派遣だとかそういう人に、こういう作業はなすことができるんですか。

公務員というのは、守秘義務含めて、全て権利を持っているわけですね。本人が申請に来て、その場で受理する。あとは、免許証を持っていれば免許証。あと、今までだったら印鑑ですよ、だと思えますけれども。そういうことで、簡単に言うと、全ての書類が受理された。何かの瑕疵があったのかということなんです。

そんなことも含めまして、この受付認証システム、現実的な運用をどのようにされるのか。また、じゃ、その場合に、既にこれは承認済みですので、顔認証は拒否をしたいということができるのかどうか。筆記も含めて、説明を求めます。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） それでは、顔認証の方法によりますところは、今回送付された通知カードと同時に、申請書が添付されてございます。カード発行を希望する住民の方におかれましては、その申請書に写真を添付して送り返すというような手順になってございます。

それで、1月以降、カードの準備ができ次第、町のほうに、そのカードが届きます。その際、町からあなたのカードができましたので、いついつ以降、窓口のほうにおいでくださいというお知らせをさせていただきます。事務的には、そのカードを受け取る際におきましては、通知カードをご持参いただくこととなります。

今、石井議員ご指摘の顔認証はどうやってするのかということですが、当日お越しいただきました住民の方の発行されるカードに顔写真の添付がございまして、それを、パソコンを使いまして、まず認証システムの機械に通します。それと同時に、そのパソコンと同時に設置されますウェブカメラで当日のご本人の顔写真を撮らせていただきまして、発行カードに添付してある写真と、受け取りにいらっしゃった方の顔の認証をさせていただくものでございます。

それと、顔認証を拒否することができるのかということですが、この受け取りの際、マイナンバーの通知書プラス、以前にも説明しましたが運転免許証、あるいはパスポート等の顔写真の添付してあるものであれば、それと同時に、職員が確認しまして発行することも可能でございます。

もう一つ、その発行に関してのお話で、職員がするのかということですが、住民班の窓口には臨時職員もおりますけれども、最低限1人以上、職員が立ち会って、その顔認証、あるいはその発行の際に間違いのない手順をとっていきたいというふうに考えております。

なおかつ、体制といたしましては、マイナンバーカードの発行台帳というものを備えつけてまして、何によってご本人を確認したか、誰が担当したかというところまでのチェックをしていく予定でございます。

続きまして、1月1日以降始まります個人番号を利用した事務についてでございますが、昨日お話しさせていただきましたとおり、例えばこれから税の申告、あるいはきのうご提案させていただきました国民健康保険税の減免等、法定で定められた事務におきましては、そのナンバーの記載が義務化されたところでございます。

その番号の記載にあたっては、番号法の14条に、その番号を求められるという規定がございまして、一応、一つの方法といたしましては、窓口いらして、申請に来た方が、直接記載されている場合におきましては、その場所でマイナンバーの提示を求められることができるということとされておりまして、それが確認にあたります。

もう一つは、申請によった場合、ご本人が窓口にいらっしゃらないという場合がございます、その申請書に番号が書かれていた場合につきましては、その同じ14条の規定の中に、い

いわゆる住基ネットシステムというものを通じまして、本人確認、本人の番号でありますよという確認を行ってもよいという規定がございます。それはあくまでも申請書に番号の記載のあった場合でございます。

先ほど議員おっしゃった、番号の記載がない場合はどうするのかということでございますけれども、基本的に、きのう説明がはっきりしなくて申しわけなかったんですが、職権によってその番号を職員が記載することはできません。あくまでも、法の趣旨にのっとり、番号の記載が義務づけられたことを丁寧に説明いたしまして、その番号の提供を求めていくということが、今後発生する番号法の利用に関する事務の流れでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

個人番号というのは、国民全てに付与されると、全て。生まれたばかりの赤ちゃんからということですよ。

そうしますと、現実的には、そういう生まれたばかりの赤ちゃんが個人番号を申請するということは、事務としては発生しないというふうには思うんですが、理論的にはそういう事務が存在できるというふうには思うんですけれども、そういう場合も顔認証をして、赤ちゃんて毎日顔変わりますよね。もう1カ月もたつと全く別人、お父さん似だと思ったら今度はお母さん似、お母さん似だと思ったらおばあちゃん似、おばあちゃん似だと思ったらおじいちゃん似ということなんでしょうか。

それともう一つは、この個人番号、私もこの通知カード来ておりますけれども、たしか点字等の記載ではなかったというふうに、ちょっと今はっきりは覚えておりませんが、そうした方々、これは世帯主に送るということのご説明があったわけでありまして、お一人の場合も当然あるわけですよ。

そうした場合、この番号の漏えいについては、非常に厳しい罰則規定があるという中で、免許証であれば、例えば私が免許証を落としたら、石井さん、免許証を落としましたよということで済むわけですよ。

そういうことも踏まえて、これ本当に、今みたいな説明ですと、カードを申請したいというふうに住民の皆さんお思いになるのでしょうか。そこはどのように説明していくんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 生まれてから個人番号というものが番号づけられまして、12

桁の番号が生まれた赤ちゃんからつくわけでございますが、確かに、生まれたお子さんの、例えば二十未満の方たちにおいては、カードの発行期限というものが5年という決まりになっております。

実際に、生まれた赤ちゃんのカードが必要かということになりますと、直接的に赤ちゃんが法定の事務で定められたものを申請するかということが、実質的には発生してこようかと思いますが、基本的には、その辺につきましては、正直なところ、赤ちゃんの親権者である親御さんたちの判断に委ねるところでございます。

先ほど、盲目の方ということでございますが、送られました通知カードの封筒を確認しましたところ、裏側の右下に点字記載でマイナンバーのマイという記載が入っておるそうです。

でありますから、基本的にはマイナンバーの関係の書類が届いたということは認識いただけるものというふうに推測しますけれども、では、その方が実際にマイナンバーカードの交付を求める場合におきましては、例えばヘルパーさんなり、そういった身近なご家族の方、ひとり暮らしでない場合もありますけれども、ご家族の方の申請があれば、役場のほうで、それ相応の対応をしたいというふうに考えております。

最終的に、そのカードの発行が本当に必要かということでございますが、基本的には、前にも発言させていただきましたが、この番号法にかかわる事務の利便性、例えば添付書類がなくなるとか、そういったことをできる限り情報を集めまして、皆様のほうに発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

これにつきましては、先ほど事務の運用について、職員でなくてもできるような発言があつて、そのような運用条件があるかもわかりませんが、これは町長であろうかと思えますけれども、この運用については、職員をして行くと。非常に大事な情報を扱うわけですね。それから、必要によっては番号の照会が生じるということも、今説明の中でありました。

ですから、御宿町においては、この事務は正職員において行うということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町におきまして、この事務は正職員において行う。そのようにしたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

まだまだこの問題は、たくさん問題を抱えておるようでございます。もう間もなく事務が発生するというわけでございますので、もっときちんと理解をして、わかりやすい答弁がないと、1月1日の運用というのは非常に難しいというように思いますので、そうはいつでも法の定めとしては運用せざるを得ないと、するわけでございますので、やはり適切な運用をきちんと住民の皆さんの権利・義務含めまして、適切な対応を、今町長からも正職員によってこの事務は行うというふうに答弁をいただきましたので、事務については瑕疵のないよう、十分な配慮を持って臨んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。

13ページになりますが、衛生費、これは環境衛生費であります。ミヤコタナゴ生息地環境整備用資材。それから、修繕料。それから、これは先ほど説明の中にありましたか、16ページ、文化財保護費の消耗品費ですか、これらも関連するかと思いますが、この内容。

それから、たしか昨年シンポジウムを行いまして、具体的な実施計画と申しましょうか、そういうものを作成していくと。たしか今年の予算にも、私から言いますと微々たるものかと思えますけれども、わずかな事務費の計上があったというふうに記憶してございます。そうしたものがどこまで来ておるのか、あわせて説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ミヤコタナゴ保護の関連についてのご質問でございますが、まず初めに、一番最後にごございました実施計画の関係からお答えをさせていただきます。

現在、実施計画の策定につきましては、ミヤコタナゴ保護委員会のメンバーの方、また保存会のメンバーの方を含めまして、役場関係課の職員と望月先生が中心となりまして、作業部会を実施し、課題の整理、それから今後どういうふうにミヤコタナゴというものを保護・保全をし、また町の貴重な財産、文化財としてどのように活用ができるのかというような視点の中で検討をしているところです。

実施計画の進捗状況につきましては、現在、中間報告の素案がまとまった段階で、保護委員会のほうにもご報告をいただいたところです。現在その中で、各委員の方々から再度、細かな意見聴取を行い、最終的に、現在中間報告の素案ですので、その赤入れや加筆修正が終わった後、中間報告としてまとまるような段階での進捗でございます。

最終的には、今年度中に実施計画策定に向けた今後の課題の整理について、一つの報告書としてまとめる予定で、順次予定どおり事務が進捗をしているというふうに判断をしております。

また、今回、補正予算の内容、それから中間報告での課題と、若干補正の内容が重なりますが、現在ミヤコタナゴ保護を行っている、そのミヤコタナゴ生息地におきましては、何といても、今いろいろなところで出ておりますが、イノシシを中心とした獣害被害に対する対策が非常に急務であるというところで、結果が報告をされております。

どうしても、その生息環境において、イノシシを中心とした獣害によって、いろいろな部分での進入路であるとか、水路ののり下であるとか、当然のことながら田んぼの畦畔であるとか、いろいろなところが掘り返しがされて、環境が非常に悪化をしてくてしまっているような状況でございます。

そうしたことから、何としてでも、その生息地周辺、それから全般的な流れの中でのイノシシを中心とした獣害対策の強化というところで上がっておりますので、今回はこの消耗品の振りかえ、それから環境整備用資材ということで、原材料費のほうに予算の組みかえをさせていただいておりますが、こちらについては、イノシシ防護対策用のネットの購入費として、予算の組みかえをさせていただいたものでございます。

消耗品で30万円を減額し、それを含めて原材料費として合計で85万の補正を組ませていただいておりますが、これら全てがイノシシ防護柵用のネット及び支柱の購入経費でございます。総延長といたしましては、生息地周辺をぐるっと囲むだけ必要なものとして900メートルほどが囲えるネットを購入し、設置をしてみたいと考えております。設置にあたりましては、当然のことながら稲作が始まる前までということで、年度内の設置を目指し、今回補正をお願いしているものでございます。

また、ミヤコタナゴの関係の修繕料136万1,000円につきましては、内容として、田んぼの畦畔及びため池の補修の費用でございます。こちらについては、田んぼの畦畔は先ほど申しあげましたとおり、非常にイノシシによって田んぼの畦畔が掘り返しをさせてしまって、順次直していかなければいけないと。その際に、どうしてもこういう自然の環境、昔からの里山の環境を保全するというので、どうしても繰り返し繰り返しの補修になりますが、コンクリート構造物での対応がなかなか難しいことから、掘られたところに、またもう一度やり直すというような形で、順次、継続的に取り組みをしてみたいと考えております。

また、この畦畔につきましても、今回補正をお願いしておりますのは、稲作が始まる前までに畦畔の補修が全て終わらないといけないことから、この12月の時期での補正の追加計上とい

うことでご提案をさせていただきました。

また、ため池補修につきましては、ご承知のとおり、現在の生息地については非常に水の環境がなかなか難しく、水枯れを起こしやすい地域であると同時に、また大雨が降ったときには、非常に水が集中して、水路にかなりの水量が流れてしまうということで、なかなか水の関係のコントロールが難しい地域でございます。

その関係で、どうしても田んぼ、またはその水路に十分な水を与えるためのため池を用意してございますが、どうしても豪雨等によって、ため池の端が決壊をしたりとか、そういった被害が出ておりますので、そうしたことに對し、速やかに対応するための補修費用として計上をさせていただきますものです。

衛生費の予算の計上内容、それから進捗状況については以上になります。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 私のほうからは、文化財費の消耗品の計上にあたりましてご説明をさせていただきます。

今回、計上させていただきましたのは、現在、公民館、月の沙漠記念館、役場本庁舎に水槽を置きまして、ミヤコタナゴを展示しておりますが、こちらは町の文化財でもあり、天然記念物でもありますミヤコタナゴを町民、また多くの来庁者の方へ、関心を持っていただくために置いてあるものでございますが、なかなかそちらを見ていただけるような環境が整っていない状況が今ございますので、まず水草や啓発用の掲示をもう少し充実をさせまして、町民や多くの方々に、御宿町にありますこの貴重なミヤコタナゴを広く広報、また保存を伝承していくために、少しずつですが取り組んでいきたい、今回補正をお願いしております。

今後、継続的に、新年度予算におきましても、工夫した展示、また掲示ができるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ミヤコタナゴであります。これはシンポジウムでも詳しく、研究者からの報告もいただいたところでございます。

そしてまた、今、実施計画の進捗状況についても伺いましたが、これも普通であれば、一流の研究者、一般的には1日3万円程度の実費かかるんじゃないでしょうか。100日かかれば幾らになりますか。そういう金額のものを、本当にボランティア、手弁当でやっていただくというふうには伺っております。そうした熱い気持ちを町がどう受けとめるかということが大事な

じゃないんですか。

文化財保護費のほうで、まさにこのフロア、この議会棟出たすぐ右手ですよ。住民から見ますと、入ってきてすぐ左手。保健福祉課の前にミヤコタナゴの水槽がありますけれども、私この夏に、たしか町内にもう一カ所ミヤコタナゴを生息管理していただける場所が増えましたよね。たまたまそこを見させていただきました。私、びっくりしたんです。何をびっくりしたかというと、図鑑に載っている写真と同じ魚が泳いでいたからです。

町長、分掌によって、毎年、職員の皆さんが入れかわります。そこに、ミヤコタナゴの管理ということで、分掌表もいただいておりますけれども、仕事として配置をしていただいているというふうに思うんですけれども、生き物、命を預かる、しかも文化財ですよ、ご承知のとおり。やっぱり生き物の好きな職員じゃないですか。

学校は、小学校は特に理科も含めて、そういう秀でた先生方もたくさんいらっしゃいますので、一般的に学校教育の中で生物の授業も当然行いますので、十分な管理をしていただいているから、学校は余り心配してございませんが、今、お話が出た、この役場庁舎、公民館、記念館ですか、これは町の責任で置いているわけですよ、町長ね。これは誰が統括して管理しているんですか。

私、この間たまたま用があって、記念館に行ってきましたけれども、記念館長、自ら朝から一生懸命掃除をされておりました。そういう仕事が、職責あるのかどうか私はよく知りませんが、町長ちゃんと、きちんとこういうものを飼って、町として、残念ながら、この生息地、公開できていませんよね。現実に公開できたからって、上から見たって何も見えないですよ。

せっかくこうして住民の皆さんにも知っていただく、日本国の財産じゃありませんか。そういうものが御宿にあるわけでしょう。私何回も聞いています。町長、これについては大事だと。私の質問にいつも答えていますよね。

今も、少し入っていますけれども、おびえているじゃないですか、魚が。

それから、これたしか個数管理だったと思いますよね。これは県にたしか報告しますよね。わざわざ数値出してくれなんて言いませんけれども、ここの生息環境、生息状況、聞くまでもないことじゃないですか。同じだと思うんですよ。

先ほどはこの庁舎のことでお話をいたしました。こういう命のあるものをやっぱり大切にするとするのは、これは最低限じゃないですか。住民の皆さんのサービス、心のこもったサービスと町長おっしゃられていますけれども、やっぱりそういう一つ一つの積み上げじゃないんで

しょうか、町長。物を大事にする、生物を大事にする。なおかつ、これは国の宝じゃありませんか。そういうものを御宿町はお預かりして、皆さんに公開できる。こういう名誉ある立場にあると思うんですよ。日本全国、どれだけこういう施設あるのでしょうか。ないと思いますよ。しっかり管理していただきたいと思うんです。

そのためには、少なくとも、職務ということよりも、やっぱりこういうものを、やっぱり動物の好きな人、そういう人に、やはり心をこめて管理をしていただくと。全体的な計画、今、実施計画等ございますよね。これも当然その中に入れ込んでいただくということじゃないんでしょうか。何のために実施計画はつくるのか、僕はわからなくなっちゃうんですよ。大事なんでしょう、私、大事だと思いますよ、本当に。メキシコも私は大事だと思いますよ。

一つ一つ、御宿町の宝、きちんと維持管理をして、未来に生かしていこうじゃないでしょうか。そういうお気持ちで、町長はここに陳列されているんじゃないでしょうか。どうですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘ありがとうございます。

ミヤコタナゴの管理につきましては、今、お話に出ました望月先生初め、またミヤコタナゴ保存会会議の中でも何度かご指摘をいただいています、そういう中で、各所管の管理する職員の皆さんには、極力しっかりと管理してくださいと申し上げておりますが、不足な部分があると思いますが、今後ともしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

もう一つ、この実施計画、間もなくまとまるというふうに思いますけれども、これも私は全庁体制、ほぼ全ての課が関係してくるんじゃないですか。いろいろな許認可も含めて。ですから、計画をつくったら、それに魂を入れていくということだと思っておりますよね。

そこは、やはり役場がきちんとしたそういう体制をとっていかないと、住民の皆さんのこれまでのご協力、ご努力というものが実を結ばないのではないのでしょうか、町長。この実施計画、これを実際動かしていくために、それこそ住民の皆さんの力、ご理解と力、必要じゃありませんか。

また、そうした力を引き出すためにも、役場の体制、今言たってわかんないですよ。今、ずっと説明いただいていますけれども、どこが中心して管理していくか一言もないわけですから。それは町長が全てを掌握されているということはわかりますけれども、町長も、365日役場にいるということではないと思っておりますので、やっぱりそういうところは、きちんと職員体制

含めて、もう一度これについて構築し直す。

この実施計画を一つ一つ実現をしていくということが、私たち国民から与えられた責務じゃないでしょうか。この国の財産を維持、守っていくということではないでしょうか。そういうお気持ちかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 実施計画ですね、非常に重要な計画でございますので、しっかりとやっていきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 次に移ります。

14ページであります。農林水産業費の林業振興費の中で、松くい虫伐採助成金というふうになっていきますね。これは助成金になりますから、一定の要綱に基づいた支出であろうというふうに思っておりますが、この間、小学校も残念ながら次々と、いわゆる松くい虫等に侵されまして、御宿小学校もあと何本も残っていないというような実態だというふうに思うんですけども、それも含めまして、この松くい虫伐採助成金についての説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） ただいまの質問にお答えいたします。

松くい虫の被害拡大を防止するために、町民及び団体等の実施する伐採事業に要する経費に対しまして、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。

今回、1件の要望ございまして、補正の予算の計上をするものでございます。こちらにつきましては、1立米当たり2万3,000円ということでの補助の規定となっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

補助の規定ということですから、規定というのがあるわけですよね。それをまず私は聞いているんです。

それと、これは私、久方ぶりの、本当に最後に出たのはちょっともう覚えていないんですけども、随分この間、こうした助成金の執行がなされていないんです。

一方で、先ほど申し上げましたけれども、まだまだ松、例えば防砂林においても、これは消毒をしているにもかかわらず、県の所管でしょうけれども、ご承知のとおり赤くなってしまう、倒木が発生していると。それはよくご承知のことだと思うんですね。民間地は、なかなか

隣近所も含めて、そういうこともできませんので、この間、相当、町内においても松が消失しているというのが実態であると思います。

この間、この助成につきましては、松くい虫、広がるということを未然に防止する上でも、町から助成金を行って速やかな処理をしてきたというのが、過去の実態だったというふうに思うんですね。これ今、要綱なり何なりがあるというようなご説明でございますので、全くその辺が理解できないんですけれども、理解できるような説明をいただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） これにつきましては、松くい虫の被害を防止するというところで、長年これにつきまして助成金を出してきているところでございます。議員のおっしゃるとおり、このところ、そういう要望がなされなかったというところでございまして、今回、1件要望がございましたので、それに伴いまして、予算を計上させていただくような形でございます。

今後、こういうことにつきまして、また広く周知をしながら、そういう要望がございましたら、その中で、予算の計上をしていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

これまでしてこなかったんですか。何年間ですか、この執行予算がついたのは。

これ、聞くところによりますと、たまたま相当前に申請された方が、申請あって、まだそういう要綱が残っているということで、受理したんじゃないですか。

それから、直接ではないので、関連でしょうけれども、これ答弁は求めませんけれども、一般質問にもちょっと出ていました生垣の話ですね。これも、生垣条例というのを御宿はつくってあったわけじゃありませんか。それ、今ないんじゃないんですか。この間のリフォーム助成も、これからしようとなるときになくしたということで、急遽また、これは新年度含めまして、今準備していただいているということでございますけれども、まだまだ松くい虫だって大事じゃないんですか。白い砂浜と松の町ですよ、御宿はね、昔から。そうじゃないんですか。

それに対して、必要な処置を行う、まさに町独自の、私はそういう伝統文化、そういうものを後世に残すという意味で、そのときの町長が設置されたんだと思うんですよ。そうしたものを現職員が理解をしなくて、執行しないということだというふうに私には映るんですね。よそがないからあるものということじゃないんじゃないんですか。逆ですか、私の言い方は。

やっぱりそういう特徴のあるもの、御宿町ならでのこと、そういう町づくりに資するために、要綱、条例をつくって、必要であれば助成をしていくと。町づくりに資する伝統文化を守る、景観を守るといことなんじゃないんですか。

どうも全くわからないんです、この間、説明が。景観、景観。何度も繰り返し、そういう話を伺いますけれども、じゃ、私たちの残すべき景観は何なのかと。そこにきちんとあるじゃありませんか。それを生かしてこそ景観なんじゃないんですか。新しくつくるんですか。そういうことになってくるじゃありませんか。全く目的と、各条例、要綱、この整合性がないんですよ。説明していただけませんか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 御宿町松くい虫被害木伐採事業補助金交付要綱といたしましては、平成14年に制定されておりました、これにつきましては松くい虫の被害拡大を防止するために、町民及び団体等の実施する伐採事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成をする、補助金を交付するという目的で交付されております。

今回、1件要望がございましたが、今後、来年度に向けて、また予算の組み立てが行われますので、その中で、要望をもとに予算を計上していきたいと思っております。

以上です。

（「質問に答えていますか」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろな面で、一つ一つのご指摘ありがとうございます。

課題といいますか、やることはいっぱいあるわけですが、石井議員のご指摘をいただきまして、なかなか一度にはできませんが、努力させていただきます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 次に移ります。

14ページ、商工費、観光費の中で、使用料及賃借料の有料道路使用料ということで、これは野沢温泉での交流事業に資するものというようなお説明であったかと思いますが、この詳細について説明を求めます。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、野沢温泉村との交流についてのご説明をいたします。

姉妹都市である野沢温泉村と物産交流事業を行うために、本町と野沢温泉村の間での物産品

紹介の連携、交流を一層充実させ、新しい時代を見据えた姉妹都市間交流の実現と、地域の活性化を図り、両町村間の伝統、文化、歴史を踏まえ、観光協会、商工会など、さまざまな団体における新たな物産品の開発や、地域文化の創造、地域の特性を生かした相互交流の推進を目的とした取り組みでございます。

今年度の事業の内容といたしましては、特産品である地酒、魚介類の加工品、農産物など、野沢温泉村の施設をお借りし、現地の宿泊業者、飲食業者、お土産屋さん、酒屋さんなど、物産関係者に紹介、飲食、試飲していただき、料理やお土産として活用していただくための紹介事業、また、御宿町が行っております各種イベントや、商工会で実施するつるし雛めぐりなどを知っていただき、野沢温泉村を訪れる観光客への周知など、相互連携を図っていくものでございます。

現在、予定といたしましては、本年度の冬の海山交流実施日にあわせ、野沢温泉村に出向き、御宿デーと称したイベントといたしまして、1月27日の水曜日午後2時から4時30分までと、1月28日木曜日午前9時から正午までの2日間を、野沢温泉村公民館調理場で、御宿町の物産を持ち込んだイベントを実施するものでございます。野沢温泉村12月号の広報への掲載をしていただくことにもなってございます。

今後、長く継続的に実施していくために、事業の実施時期や場所、内容について、野沢温泉村と検討を重ね、各関係団体の協力も得ながら実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井でございます。

野沢温泉村ということでございますが、交流事業ということで、先般も町長とご同行させていただきまして、野沢温泉村を訪問させていただきました。大変お世話になりました。

私、そのときも大変感じたものは、非常に本当に村挙げての温かいおもてなしをいただいたと。それから、今日も参加者各位ということで、お礼状のような案内をいただきましたけれども、ここにも書かれておりますけれども、体験事業などにつきましても、たしかあれ、観光協会等の事業だったというふうに思うんですね。これもたしか、詳細はよく承知しておりませんが、村で買い上げていただいて提供いただいたやに伺っております。

また、向こうでの食事、そしてこの体験のプログラムも、まさに野沢ならではの、そういう内容だったというふうに思います。

また、いろいろな品々もいただきましたけれども、その一つ一つも、やはり野沢の思い、そ

ういうものが詰まったものであり、去年来ていただいたときも、村長を初め、そうした新しく開発したものを提供いただきまして、学校のほうにもいただいたと、たしか思っております。

今回も、こちらからお持ちしたのものもあるわけでありませぬけれども、非常に小さいものからたくさんものを開発されて、村のPR、また産業に生かしているというふうに思いまして、本当に頭の下がる思いだというふうに、参加をしてきて私は実感しております。

それに対して、御宿町、先ほどふるさと納税のこともありましたけれども、これも野沢委員会の中で、物産交流を深められました、産業交流ですね。これもその目的に入っているわけですよ。過去何回かやった経過もたしかあったと思っておりますけれども、なかなか継続に至らなかったということだと思います。

今回、直接行かなくても、先ほどお話しさせていただいたふるさと納税での相互間の商品の扱い、それから、現実的に今回提案をいただいております、こうした直接向こうに出向いて、さらに御宿町の物産、また御宿町についても知っていただくということだと思いますので、ぜひこれは形にさせていただきたいというふうに思います。

それと、せっかくこういうふうに予定していただくわけでありませぬけれども、この参加者、ぜひ、別に役場同士というのが悪いわけじゃありませんけれども、民間の方々も参加していただいて、民間交流、その中で、私自身も何度も行かせていただいておりますけれども、行くたびに新しい発見があります。これは御宿町に利用できるなということもたくさん今もってあるわけでございます。そうしたものも、お互いの中の気づき、また、協力、協働、物販の販売、また開発も含めて、苦労話だっていいじゃありませんか。

御宿の湯、これを村長さんにもちょっとお話ししたら、野沢温泉でも大分苦労されて開発されたそうです。そんなこともあるじゃありませんか。ぜひそうしたことを引き続きやっていただきたいというふうに思います。

お伺いしたいのは、じゃ、具体的に人的交流をどうするのかと。それから、交流事業でございますので、先般たしかアンケートをとってございますよね、参加者に。どういう希望なのか。

そしてまた、それを今後、私の近隣にいた方も、ぜひこれは継続してやっていただきたいなという、直接お声を何人かの方にもいただいております。毎年ということもなかなか大変かなと思いますので、また折を見て、町として行くと。民間交流は幾らやられても結構だと思うんですけども、そういう民間交流にさらにつなげていくということが大事だろうというふうに思いますので、そこも含めて、この事業の広がり、今後について改めて、いま一度説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 民間の業者の方々にもお声がけをいたしまして、今回行けるようであれば一緒に行くような形で考えてございます。

また、今後につきましては、先ほど申しましたとおり、事業の実施時期や場所、内容について、もうちょっと先のことは考えていかなきゃいけないかなというところもございますので、今後の協議を踏まえながら実施していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今、体験等お話をいただきましたが、今回の野沢温泉村の訪問につきましては、海山交流40周年を記念いたしまして、10月29、30日の日程で、町長、野沢委員の皆様、議員の皆様、参加申し込みをいただいた町民の方々、総勢34名で訪問させていただきました。

野沢温泉村のほうでは、村長さん、議長さん、議会の皆様を初め、役場の関係者、昨年にも町を訪問していただいた方々など、多くの皆様に迎えていただきまして、交流の行程では、先ほどお話しいただきましたが、ゴンドラに乗せていただきまして、上ノ平でのキノコ狩り体験や、つる細工の体験などを企画をしていただき、交流会におきましても盛大な歓迎をしていただいた状況でございました。

御宿町のほうからは、物産の紹介も兼ねまして、イセエビや魚の粕漬けなどを持参しました。イセエビは中学生の皆さんがホイル焼きにして、粕漬けにつきましては、高齢者の方への配食サービスにて食べていただいたとお伺いをしてございます。

参加いただいた皆様からは、初めて野沢温泉村を訪問し、これまでの交流の歴史に支えられた村の方々からの温かいおもてなしをいただき感激した。野沢温泉村の皆さんが御宿町を訪れる際には、心からお迎えをしたい。来町される際には、お手伝いをしたいなど。また、海山交流会をずっと続けていただきたいなどの感想をいただいたところでございます。

今回の訪問の成果といたしまして、このような交流を重ねることによりまして、より幅広く住民同士の交流が深まるとともに、お互いの産品交流等によりまして、産業間の交流のきっかけづくりとなったと考えております。今後、両町村の物産がお互いに販売され、購入される交流が期待をされるところでございます。

今後につきましては、引き続き野沢委員会の皆様のご意見もいただきながら、両町村間の交流を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番。了解いたしました。

もう一つ言い忘れましたが、この交流での参加者は、野沢温泉の方々は本当に驚くというか、感銘をされておりました、もう100歳になられるような方が参加されて、しかもたしか上ノ平までご一緒されましたよね。本当に御宿町というのは、高齢者が元気な町ですねというお褒めの言葉をいただきました。

そういう面では、無事全行程を回って、無事に帰ってこれたということは、職員の皆様はご苦労いただいたことだというふうにも思いますけれども、御宿町はそういう高齢者の方々、本当に元気、生き生きと頑張っているということを、非常に向こうの村長さん、感銘を受けて、語っておられました。

ぜひそういう面でも、それをバックアップする福祉、介護含めて、医療も含めて、大きな御宿町は支えるということが必要だというふうに思いますので、そこも含めて、今後に向けてお願いをしたいというふうに思います。より充実を求めたいというふうに思います。

次、16ページになりますが、これは教育費の中の振興費、また教育総務費等でちょっとお尋ねをいたします。

教育振興費においては、生徒活動補助ということで、これは部活動ということで、これは町外の大会に参加するものだというふうに思いますが、どういう種目、また何名が予定をされておるのか。

また、今日はいろいろな資料も先ほどご提示いただいたところでもございますが、現在のそういう部活等の成績、子どもたちが頑張っている姿、紹介できるところがあれば紹介をしていただきたいというふうに思います。

また、教育総務費であります。謝礼金でございます。これは2月と申しましたか、黒沼さんの公演だというご説明であります。この内容についてもあわせて、もう少し詳細なところがあれば、ご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、まず初めに、教育振興費の生徒活動補助の28万8,000円につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらは、中学1年生、2年生を対象にいたしました新人戦の夷隅郡大会で3位以内に入賞されました生徒が県大会に出場するにあたり、バスの借り上げ料として補正を計上させていただいております。

今回、県大会のほうに進みました種目は、柔道の男子、女子、剣道の男子団体戦、卓球の女子団体戦と女子個人戦になります。柔道男子個人戦は階級別になってございますが、男子生徒が2名、県大会に進んでおりまして、女子個人戦は1名、計3名が進んでおります。

柔道と剣道につきましては、既に県大会が終了しておりまして、残念ながら県大会では成績が、1回戦もしくは2回戦で敗退ということで、いい成績はおさめられませんでした。少ない部員の中から3名、また男子剣道部は団体戦が出場できましたので、今後、総合大会に向けて、またいい成績を残してくれるかと思えます。

卓球部に関しましては、12月19、20日に県大会が行われる予定でおります。

3カ所に行きますバス代を計上させていただいております。

続きまして、社会教育関係事務費の謝礼金になりますが、こちらは2月27日の土曜日に予定をしております小中学生向けのコンサートの謝礼金でございます。今回のコンサートは、例年の曲を演奏していただくだけでなく、小中学生と音楽を楽しむ会という目的がありまして、最初に、例えば楽器を紹介していただいたりとか、音の出し方であったり、特徴ですね、そういった楽器や曲の解説を直接子どもたちにさせていただく時間を持っていただいて、楽器や演奏する楽しさを子どもたちに伝えていただいて、その後演奏をしていただくという構成でお願いをしているところでございます。

せっかくの機会ですので、27日は、小中学生向けに行いまして、翌日日曜日には一般の住民の方向けに開催をしたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

大変、生徒の活動、県大会ということで、今、子どもたちが少ないので、なかなかそういう面では、県クラスになると難しいというのはよくわかるところでございますけれども、しかし、夷隅郡を勝ち上がったということは、大変立派な成績を出したんだというふうに理解をしておりますし、ぜひ少人数で、なかなか学校教育の中で大変だとは思いますが、引き続き、文武両道という形の中でご指導をいただければというふうに思います。

それから、2月の黒沼さんの公演ということでありますけれども、世界の一流の芸術家に直接触れる機会があるというのは、御宿のやっぱり教育の一つの秀でた条件であるというふうに理解をしております。

私、前回参加をさせていただきまして、一番最前列で聞くことができたんですけれども、本当に感動ですね、もう本当にすばらしい、本当にそれが子どもたちに、私は直接心に響く、本物というのはすばらしいなというふうに私自身は感じたところでございます。

そして今度は、それをさらに広げていただくということでございます。町内に住んでいらっしゃる方でございまして、またきめ細やかな教育でのいろいろな対応、ご援助もいただけるかと思っておりますので、ぜひお話をいただきながら、より教育効果を上げる形で進めていただきたいというふうに思います。

それで、確認なんですけれども、これ小中と申しますと、当然これ、布施小学校も入るわけですよ。そうしますと、当然なんですけれども、いすみ市の子どもたちも布施小学校は来ておりますので、当然こうしたものに参加できるということでもよろしいかという確認と、広報等でもよくお知らせいただいておりますけれども、学校も含めて、こうした秀でた学校教育、御宿ならではの教育、今日、大綱のほうもできたということで、配付していただいたところでございますけれども、ぜひそうした教育、秀でた教育をどんどん町外にも発信していただきたいというふうに思うんですけれども、そこも含めて、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） まず初めに、2月に開催しますコンサートにつきましては、もちろん布施小学校の児童のほうにも、全児童にお声をかけるような形をとっていきますので、もちろんいすみ市、御宿町問わず、希望する方皆さんに参加をしていただく予定でございます。

布施小学校も含めまして、町が行っています教育につきましては、昨日、一般質問の中でもご説明させていただきましたが、いろいろな地域の方々や、また地域の資源を使って、特徴ある体験学習を中心とした教育を展開しております。

現在、ホームページ等でなかなか外に発信するということをやっておりますが、少しずつですが、学校のほうのホームページが、いろいろ工夫を凝らして、ツイッターやいろいろな写真を使って、行事等も広く広報しておりますので、委員会といたしましても、同じように特徴ある教育、定住化に向けて、広く発信していきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 最後、ちょっと気になる発言がありましたので、確認をしたいと思いますが、この黒沼さんの公演については希望者ということなんでしょうか。これは、いわゆる学校教育で行うのか、いわゆる公民館、町として行うのか。

土曜、日曜ですので、学校というのはあると思うんですが、せっかくですから、送迎を含め

まして、布施小の子どもたちですよ、簡単に言いますと。そうした子どもたちの送迎ですが、聞きに行きたいけれども、希望者となると、例えば親の送迎がないために聞きに行けないとかということも生まれてくるじゃありませんか。

それから特に、布施小学校とわざわざ言ったのは、布施小の要するにいすみ市在籍の子どもたちですよ。その子どもたちにもきちんと、私こういう環境をぜひ体験していただきたいというふうに思いますので、せっかくご協力をいただいて、こういう活動というか公演ができるわけでありますから、その条件をやっぴりフルに生かすための教育委員会としての対応が求められるというふうに思うんですね。そこについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 学校の行事等、日程の都合で開催日が土曜日ということになりましたので、必ず全児童生徒参加ということは難しいかと思いますが、できるだけ多くの子どもたちに聞く機会を与えたいと思いますので、1月中に学校にお知らせをして、参加希望者を固めまして、送迎等については予定をしたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

2点ほど質問したいと思います。

12ページ、総務費。先ほど石井議員から質問ありましたけれども、個人カードの件なんですけれども、カード自体は別に質問するわけじゃないんですけれども、顔認証システムというのはこれ、各自治体でほとんど全部入るという認識でよろしいのですかという中で、これは町独自の事業ではないと思うんですよ。そういう中で、これが全て一般財源になっていると。国庫支出がないと。町独自のシステムだったら、それはそれでよろしいんですけれども、これ全国の自治体がほぼ同じ形で導入していかざるを得ないものではないかなと認識しておるんですけれども、なぜ一般財源だけなのか。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） このシステムの運用につきましては、一応用意するソフトウェアですとか、ウェブカメラ、スキャナー等の指示がございまして、こういったものが必要ですよという連絡が来ております。

それで、これにつきましては、総合の端末等と合わせて、後に財政措置されるということで、連絡が来ておるところでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 瀧口です、1番。

ということは、これは後で国庫支出金が入ってくると、減額補正が出てくるという考えで、今の答弁だとそういうことでよろしいんですね。金額はともかく。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） そのように認識しております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

そういう形だったら理解できます。

次に、11ページ、戸別防災無線ですけれども、78万円ですよね。まず、この販売価格が幾らになるのかと。それで、これを販売し切った場合、全町で何台くらいで、御宿町の世帯数の何%くらい保有することになるのか。

それともう一つは、自主防災組織というのがございますけれども、この委員の人たちはどのくらい保有しておるのか。あと避難所に設置してあるのか。

続けちゃっていいですか。あと今、スマホで緊急メールが入りますけれども、このスマホの緊急速報に対して、町はどのように対応していくのか。

それと、今後の話なんですけれども、デジタル化というのは目標が決まっておりますけれども、大変な金額がかかります。そういう中で、基金の積み立てが必要ではないかなと、以前言ったことがありますけれども、設置年数に向けての基金の積み立てをどのくらいやっていくのか、またやらないのか。

それと、デジタル化ができた場合、無償貸付という制度を導入していただきたいということは、県内でもやっているところはございますので。それと、このデジタル化になった場合、今購入するものがありますよね。78万円とか、今町内で使っているもの。これが使用可能かどうか。

それと、今、屋外防災無線がありますけれども、これどのくらい設置してあるのか。これは御宿町全町をカバーしているのか。同じように、この屋外の防災無線、これがデジタル化になった場合、今の施設が利用可能なかどうか、廃棄なのか、あるいは何か直せば再利用可能なのか。ちょっとまとめてすみませんけれども、じゃ、1点ずついきましょうか。

じゃ、まず、販売価格ですよね。これが全町でどのくらいになるのかと、これ販売終わった時点で。あと自主防災組織がありますよね、あと避難所に設置してあるのかどうか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今回につきましては、20台の購入ということで、予算のほう計上させていただきました。こちらにつきましては、町のほうが購入する費用が3万9,000円で、設置を希望をされる方から1万9,500円をいただくというようなことでございます。

今現在、11月末現在の防災無線の各ご家庭に設置をさせていただいた台数は2,044台ということでございます。それに加えて今回、20台というような状況でございます。

それから、自主防災会の関係につきましては、会長さんにつきましては、各ご自宅にあるというのはお聞きをしておるんですけれども、今後、各自主防災会さんには聞きながら、できたら置いていただくようなことで考えていきたいと考えております。

それから、各避難所におきましては、それぞれ置いております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） そうしましたら、今スマホで緊急メールが入っていますね。今日も入っていましたけれども、そういう対応、町としてどうやっていくのか。Jアラートなども入っておるのは承知しておりますけれども、今スマホで一発で入ってきますから、その辺の町の災害に対して、どのように対応していくのか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） エリアメールにつきましては、自動配信と、それから町のほうで独自に入力して送信をするものとございます。

自動配信の部分につきましては、気象庁から出される各種警報等でございます。具体的には緊急地震速報ですとか津波警報、それから津波注意報等が自動的に流れるようになってございます。

これを受けまして、町のほうで独自に行いますのは、例えば津波の予測到達時間が何時ごろですよとか、今回の災害に関しまして避難所を開設しますとか、そういった情報は町のほうで手動で配信をさせていただくということになります。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

そうしましたら、このデジタル化に向けて、まず基金を積み立てるのか、積み立てないのか。積み立てていくなら、どのくらいを積み立てていくのか。

それと、このデジタル化になった場合、できましたら、今のが使えるか使えないかと。今日購入したものを含めて。使えないのでしたら無償貸付という制度を設立していただきたい。

とりあえずそれだけ。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） デジタル化に向けての基金の積み立てということでございますが、現在、前期アクションプランの中で、平成28年度、来年度から2,000万円ずつということでの積み立てを計画させていただいております。全体としては、32年度まで5カ年、1億円を目途にという計画を現在のところは持っております。

全体計画の中で、必要な額について、財政担当課と実施する年度も含めて、全体計画の中で協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、今回のものも含めて、今お持ちいただいている戸別受信機に関しましては、デジタル化対応をしておりませんので、実際にデジタル化された際には使えないというような状況になってしまいます。

こうした中で、近隣等の状況を見ますと、今お持ちの方につきましては、新しいデジタル戸別受信機をお申し込みいただいた際に交換をするというような形での取り組みがありますので、そういったことも参考にさせていただきながら、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 最後になりますけれども、屋外防災無線機、これが全町カバーしているのかというのと、これがデジタル化になった場合、この屋外送信機ですね、受信含めて。これが使えるのかどうか。あるいは、リニューアルすればいいのかとか、全く使えないのかとか、じゃ、それについてはどのくらいの、今何本設置されていて、5年先ですけれども、どのくらいかかるのか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、屋外の子局に関しましては31局設置をしております。こちらのスピーカーにより、一応町内全域は網羅をしておるという状況でございます。

この中で、一番最近つけた御宿台地区の3局につきましては、発する電波がデジタルになった場合には基盤をとりかえて受けるというような設備になってございますが、その他の28局につきましてはアログということですので、これらは全て更新をするというようなことが必要になってございます。

あくまでも、概算ですが、屋外子局28局ですと8,000万円から9,000万円程度の費用がかかるかという状況でございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案どおり可決することに決しました。

ここで15時15分まで休憩します。

(午後 3時00分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時36分)

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第7、発議第1号 第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上、提案理由の説明をお願いします。

(1番 瀧口義雄君 登壇)

○1番(瀧口義雄君) 1番、瀧口です。

発議第1号をご提案申し上げます。

まず、提案理由と概要の趣旨を説明した後、発議第1号を読ませていただきます。なぜ特別委員会を設置するか、丁寧に説明していきたいと思っております。

10月16日、議員協議会で3人の議員の方からご意見をいただきました。ご意見、また指摘されたものを充分に取り入れて、大幅に修正をいたしました。

まず、任期を4年から常任委員会と同じく2年としました。付議事件を明確に限定しました。設置目的に示したとおり、第4次御宿町総合計画前期基本計画の調査研究と後期基本計画への

提言及び御宿町議会改革とテーマを明示、限定いたしました。

委員会の名称も同様に、あらぬ憶測、混乱が起きないようにいたしました。

ご承知のとおり、特別委員会は議会で議決をもって設置され、限定された付議事件に関して調査研究を行います。そして、公式に条例で認められた特別委員会でございます。

町議会の違いについて説明申しますと、議員協議会、また3つの委員会協議会は条例、規則、規約、要綱、申し合わせ事項もなく、全くの任意の会議でございます。議長、委員長の配慮、善意によるものですが、しかしながら、御宿町議会は先輩諸氏が長い間積み上げてきましたほかの市町村の議会にないような、よき特性と文化伝統があります。課題ある案件について、議員全員が共通認識を持ち、調査研究を行い、理解を深めてまいりました。

参考までに、平成23年から平成27年9月まで開催の回数、議員協議会46回、総務委員会協議会22回、産業建設委員会協議会29回、教育民生委員会協議会31回、改革委員会21回、また1人の議員が4年前から2つの委員会を兼任し、また改革委員会もありました。合計157回ありました。

石井議員は、改革委員長の打ち合わせを加えると相当な出席日数になっております。議員協議会、委員会協議会の審議する案件は、ほぼ100%執行部からのご提案でございます。

主な協議内容をちょっと読ませていただきます。

総務委員会協議会。御宿町地域防災計画、御宿町定員定数計画、旧御宿高校跡地利用、御宿町とテカマチャルコ市との姉妹都市提携、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例、御宿町財産の交換、譲与、無償借用に関する条例案、御宿町企業誘致及び雇用促進に関する条例案、これは産業建設委員会協議会と合同で行いました。学校法人千葉工業大学との包括協定に関する協定、これも3回行っております。消防団条例改革、行政手続条例改正案、防犯カメラの設置及び運用など、各委員会も同じような、行政からご提案されたものに対して協議し、理解を深めております。

協議会は表決権を持っておりません。採決は行いません。また、議会に提案することもできません。執行部と共通認識を持ち、議会活動に役立てております。議会の大切な仕事である決議ができません。特に、議案を提出することができないのが一番の問題です。条例上、常任委員会は議案提出が可能ですが、私の知るところ、30年以上、3つの常任委員会は開かれておりません。

特別委員会は、付議された事件を審議いたします。執行部は特別委員会に今のような形で提案する、また協議をお願いするようなことはありません。現行の議員協議会、委員会協議会は

何ら今までどおりと変わることはございません。また、同じく議会運営委員会も従前のとおりでございます。

特別委員会は、限られた付託事件のみ審査します。また、今までどおりの特別委員会での協議内容は、途中で議員協議会で報告し、議員のご意見を伺いながら会議を続けていきます。改革委員会と同様でございます。これは可決されたらばの話なんですけれども。

繰り返しになりますが、各委員会で、案件は議員協議会にフィードバックしながら審議しております。問題点を指摘されれば、再度委員会が開かれます。手間暇かかる大変丁寧な審議は、御宿町議会の伝統でございます。決して独善的な議会、委員会運営はなされておられません。討議の封鎖もございません。

平成18年に法令の改正がありまして、特別委員会は付議された事件にかかわる議案が提出できるようになりました。これは大変議員として、また委員会として大変有効な手段でございます。議員協議会、委員会協議会で審議しても、議案の提出はなかなか難しいです。協議会が位置づけがないからです。法的な位置づけがないということです。

御宿町の議決すべき事件に関する条例、平成24年4月施行、第4次御宿町総合計画は議決案件でした。後期基本計画アクションプランについて、平成28年、29年に見直し、意見公募が明記されております。計画の改廃も同様に議決事件です。総合計画は住民、行政、議会とともに作り上げた御宿町のあしたに向かった事業実施計画です。中学生の方も参加していただいております。

なぜ、第4次総合計画を付議事件にするか、具体的な例を少し挙げて、わかりやすく説明してまいりたいと思います。

第4次総合計画自体が社会の急激な変化に対応できないのが現状です。ローリングはあっても十の力では不足が生じております。新たに地方創生の政策が出てまいりました。行政の対応が後手後手に回っているのは皆さんご承知のとおりでございます。

例えば、6月定例議会で私が質問したCCRCに関しても、内閣府、三菱総研など専門家のレクチャーを受け研究し、御宿町に適した成案を提案していければと思っております。御宿町で抱えるいろいろな課題を、素人ではなく、専門家、研究家を交えて調査研究し、後期基本計画に議会として意見を反映していきたいと思っております。

例えば観光ですが、国が観光庁を立ち上げ、外国人観光の大幅な増加が実現しております。千葉県でも森田県知事が観光立県をうたい、直接東南アジアに誘致に伺っております。

バブル以降、観光の多様化により、御宿町は観光の低迷が続いております。貝塚議員、大野

議員、ともに長年にわたり観光再生に尽力しております。しかしながら、総合計画に御宿町観光基本計画はありません。観光は御宿町の基幹産業です。今年度の一般会計の補正を見ても、突然のブルーフラッグ、記念公園の駐車場購入に関する不動産鑑定士の予算、創生事業で不採択の民泊のクーポン券の財源変更、キンメやヒラメのそういう事業、計画性が全くございません。というのは、御宿町に観光基本構想の策定がないからであります。人口減少の中で、公共施設のあり方も各課に管理が分散している中で、スクラップ・アンド・ビルドの基本構想が作成されておられません。

28年度には、末ですけれども、御宿保育所、岩和田保育所、土地や所有者が違いますけれども、空き家になります。岩和田小学校は、空き家になって何年になるんでしょうか。旧御宿高校は購入してから教育棟は手つかずです。どうするんでしょうか。まだ住民が住んでおりますが、岩和田住宅、これをどうするんでしょうか。矢田団地は同様に経年劣化し、いまだにくみ取り式でございます。決して文化的ではございません。御宿漁港はひどい状況です。耐震もしてありません。再生はどうするんでしょうか。岩和田児童館はどうなるんでしょうか。挙げたら枚挙にいとまがありません。産業しかりです。

大野議員が唯一、地方創生に提案したアワビの養殖事業は、水産業のみならず、御宿町の経済構造を変える画期的な事業になります。しかしながら、事業計画はありません。何とかしたいと思っています。後期アクションプランにぜひ載せて、事業計画として実施していければと思っています。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されております。御宿町はどのように対応していくのか。森田県知事は積極的に動いております。メッセが会場に決まり、外房ではサーフィン会場の誘致を、御宿町長を初め、いろいろな人が誘致活動を行っております。

この2020年の世紀の大会に、園児を初め、小学校、中学校など、世界のトップアスリートの活躍と感動をどう共有できるのか。ボランティアもあります。子供にとっても、大人にとっても、5年後が待たれるオリンピック・パラリンピックでございます。メキシコ学生プログラムもあります。経済効果だけではなく、御宿町全体の社会教育の側面もあります。総合計画後期アクションプランにもない新たな事業計画が必要ではないでしょうか。

一例を挙げてみましたが、総合計画には28年、29年に見直し検証が明記されております。ローリングをして、後期基本計画の改定に間に合うように議案を作成したいと思っております。

また、具体的に出てきておりませんが、一億総活躍緊急政策もこの後出てまいります。御宿町には産業計画が存在しません。そういうものを後期基本計画に提案していければと思っています。

町の予算、事業は基本計画、総合計画に基づいて計画的に編成され、執行されますが、予算編成の基本となるべき計画は、急速な社会の変化に対応できないのが現状でございます。議員の仕事は、今までは、道路や橋を直せ、草を刈れなどの要望型でした。

しかしながら、石井議員、滝口一浩議員が議会、委員会のあるべき方向、道筋をつけていただきました。だらだらと決められない小田原評定や旧態依然とした要望型、執行部の承認の下請け機関のようなものから脱却し、創造型、政策提言型の議会、委員会に変革していく過程に、この特別委員会は位置づけられております。新たな議会活動の第一歩だと思っています。

繰り返しになりますが、平成18年に法令改正がなされ、特別委員会が議案の提出ができるようになりました。議員協議会、委員会協議会は議案提出ができません。議案提出権がどういう意味を持つかは、議員の皆さんは充分ご承知と思いますので、説明は省かせていただきます。

常任委員会は年4回の定例会議中にしか開催できません。実質不可能でございます。議会が執行部に平身低頭してお願い、要望ではなく、正規の議員活動の一環として特別委員会をつくり、第4次御宿町総合計画の目標である「笑顔と夢が膨らむまち」の実現に向け、政策提言して、もって御宿町の発展と福利厚生のために資するのが議員の使命ではないでしょうか。

また、議員改革については私たち自身のことでありますので、省かせていただきます。

それでは、発議第1号を読み上げさせていただきます。

発議第1号、平成27年12月9日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、瀧口義雄。賛成者、御宿町議会議員、石井芳清。

第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

議会の改革、行政の改善など、御宿町の抱える課題等について多角的かつ中長期的な視点に立ち、調査、研究を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与するため、地方自治法第109条及び御宿町議会委員会条例第5条の規定により特別委員会を設置するものである。

第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

1、委員会名称。第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び御宿町議会委員会条例第5条。

目的。第4次御宿町総合計画前期基本計画の調査・研究及び後期基本計画への提言並びに御宿町議会改革のための調査・研究。

委員の数。6人。

設置期間。平成29年9月30日までとする。なお、本特別委員会は、議会の閉会中も必要に応じて活動できるものとする。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） 本発議に質疑はありますか。

11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

提案のありました特別委員会の設置について、質問させていただきます。

特別委員会は、地方自治法第109条第4項に、議会の議決により付議された事件を審査すると定められており、特別の付議事件について調査、審議を行うために設置される委員会であります。

株式会社ぎょうせい発行の図書によりますと、特別委員会を設置する場合は、常任委員会が設けられている議会においては、2個以上の常任委員会を通ずる事件、または特に重要な事件であって、特別の構成員により集中的に審査する必要がある場合や、連合審査会の開催、委員外議員の発言の適用ではその目的が達せられない場合などであるとしております。多くの場合、予算特別委員会、決算特別委員会、百条委員会の設置等、特殊な事件等がこれにあたるかと思えます。

今回、提案された特別委員会の設置目的は、第4次御宿町総合計画前期基本計画の調査研究及び後期基本計画への提言並びに御宿町議会改革のための調査研究としておりますが、御宿町における行政改革の推進においては、御宿町行政改革住民懇談会があり、町づくりの基本的な指針となる総合計画の策定にあたっては、御宿町総合計画策定委員会及び御宿町総合計画策定懇談会等が設けられ、議会からも議長や各常任委員会の委員長等が委員として出席しております。

現在においても、総合計画を踏まえた御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略が多くの委員のもとに策定中であるかと思えます。このような委員会や懇談会等がある中で、なぜ今、新たに特別委員会を設置しなければならないかという疑問があります。

特別委員会が設置されますと、町民に関心のある議会改革、町づくりの指針となる町総合計画に関する事件が特別委員会に委ねられ、総務委員会を初め、産業建設委員会、教育民生委員会がそこに口出しできなくなってしまうという心配がございます。

そこでまず、提案者にお聞きいたしますが、11月16日開催の議員協議会の資料と今回提出された議案とでは、委員会の名称、前は町づくり特別委員会となっておりますが、今回は、第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会となっておりますが、この名称、そして設置の目的及び設置期間が変更されておりますが、いかなる理由で変わったのか。その理由と、議員間で日程調整をしてまで決めた12月4日の議員協議会が急遽中止となった理由は何なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

まず、任期の話ですけれども、常任委員会の任期が2年でございます。それに合わせました。4年を2年に変更しました。

それと、名称を町づくりから変えたというのは、付議案件を限定して明確にしたということでございます。

それと、12月4日は、説明はもう、議案を出してありましたので、議運を通っておりますので、それは本会議で丁寧に説明するというので、事務局長を通して議長のほうに申し上げております。

それと、今3つの常任委員会の話をされましたけれども、それは協議会でありまして、正式な常任委員会ではないと。先ほども申し上げましたけれども、条例、規則、規約、要綱、申し合わせの全くない委員会でございます。議長と委員長の配慮で運営して、私たちは長い間、それを活用してきました。それが、この特別委員会で協議するものは、執行部から提案されたものは来ないと思っております。私たちが独自で協議するものだと思っております。今までどおり執行部は、協議会あるいは全員協議会のほうに課題となる案件は提出して、協議は進んでいくと思っております。

そして、もし可決されたとしても、御宿町の委員会、議会は、議員も含めて、課題ある問題、また議員の皆さんがこれを議題として協議してくれということがあれば、それは議長、委員長、事務局を通して言ういただければ、何らかの形で回答があり、また協議を続けていくようなものであったら、協議を続けていくと思っております。まだ委員会ができておりませんので、委員長が決定しておりませんので、そこまでは答えることはできませんけれども、御宿町の議会は皆

さんとともに議案を精査して、また中間報告を議員協議会にして、それからまた、指摘があれば戻して直していく、それは各委員会と同じような形態をとっていくと思います。何ら不足はないと思っております。

それと、先ほど申されたいろいろと委員会がございますけれども、それは執行部が設置した委員会でございます。議会独自の立場、議員活動の新しい第一歩として、議員活動のあるべき姿、それはやっぱり議案を出せると。これが議員の一番大切なことでございます。

国会でもおわかりのように、少数の政党は法律を提案することはできません。御宿町は議案ですけれども、議案を提出することが議員としてどういう価値を持つかということは、私が言うべき話ではないと思っています。

そういう形で、皆さんの英知を結集して、新しい御宿町の形、総合計画の後期に向けてのご提案をして、もって地域社会の発展にできればと思ってお提案したまでです。

以上です。

○議長（大地達夫君） 11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

総合計画や議会改革については、町として先ほど申し上げましたように行政改革住民懇談会や総合計画策定委員会を初め、いろいろな委員会や場所で議論されてきているところであり、そこには議会からも委員として何名か出席されております。

これら議員が出席している町が設置した委員会と、今回提案のあった特別委員会の意見は、どちらの意見が優先され、尊重されるのかという問題があります。総合計画策定委員会の委員メンバーは、議会からは議長を初め、各常任委員会の委員長、そして区長会長、漁協代表理事組合長、観光協会代表理事、商工会長等、町を代表するそうそうたるメンバーであります。

本来ならば、総合計画策定委員会の意見を尊重し、計画に反映させ、それを議論するのが議会の役目だと思いますけれども、特別委員会を設置すると、策定委員会の意見と特別委員会の意見が2本立てで出てくるかと思われまます。そこでこうした場合、どちらの意見が優先され尊重されるのか。提案者はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

それとあわせて、今回特別委員会の設置とその目的がセットになって提案されてきておりますが、特別委員会が設置されますと、総合計画や議会改革の調査研究は特別委員会に委ねられ、総務委員会を初め、各常任委員会は口出しできなくなる心配があります。

さらに、特別委員6人の人選をどうするのか、重大な関心事であります。御宿町議会委員会条例第2条を見ますと、常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとするとし、総

務委員会 8 人、総務課、企画財政課、税務住民課における税務事務、会計室の所掌に属する事項、選挙管理委員会及び監査委員の所掌に属する事項、議会事務局の所掌に属する事項、他の常任委員会の所掌に属さない事項を所管すると定められております。このように総合計画、議会改革は総務委員会の所管でありまして、ここで議論し、議員協議会に諮るとというのが道筋かと考えます。

そこで質問ですけれども、総務委員会を初め、各常任委員会の手を離れてしまうこと、それから特別委員会の人選方法、これについて提案者はどのように考えているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 1 番、瀧口義雄君。

○1 番（瀧口義雄君） 瀧口です。

まず、委員 6 名の人選は協議会の中で、議長が議運に委ねたいということで、これは議長の発議で、発議というか意見ですから、それを尊重して議運の委員会に委ねるということで、人選に関しては、議長が議運にかけると、可決されればかけると思います。

それと、先ほど言われましたけれども、3 つの常任委員会の事務所掌はおっしゃるとおりです。おっしゃるとおりですけれども、それは年 4 回の定例議会しか開けません。そこでしか協議できません。やっているのは、私が再三言っているように協議会です。協議会では、成案になったとしても、議会から議案として提案するのは難しい話でございますけれども、共通認識と問題に対する認識は深まると思っています。

それともう一つは、各常任委員会の所掌を特別委員会が全部やっちゃうような話を今しておりますけれども、決してそうではなくて、今申し上げましたように、明確に限定したということは、後期基本計画に関しての政策提言、それは 28 年、29 年に見直しをすると、基本計画に明記されております。それに準じて議会として対応していく。総合計画の策定委員会等は、私はもう終了していると思っております。いろいろな形で懇談会もやってきて、この総合計画は、3 つの懇談会をやりました。また、住民からの意見、また広聴会もやりました。そういうものでできあがった総合計画でございますが、今申し上げたとおり、時代の変革についていけないものが多々出てきております。挙げただけでもあります、もっとあります。そういうものを議会として、皆さんとともに執行部に提案していきたいという趣旨でございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありますか。

3 番、堀川賢治君。

○3 番（堀川賢治君） 3 番、堀川です。

高橋議員から大半質問がありましたので、その部分は避けまして質問をしたいと思います。

私もいろいろ資料を見まして、常任委員会のある議会において特別委員会を設置することについての功罪、メリットとデメリットがあるということについて、いろいろ資料をあさりしました。

私どもは、議員一人一人は議席をいただいて、議場で仕事をするためにここへ来ているわけです。今、常任委員会が3つあります。私もその常任委員会に2つだけ手を挙げました。そこで仕事をしようと思って手を挙げているわけです。今ここで特別委員会をもし設置したとすれば、常任委員会の機能は停止しますよという資料が、いろいろな先生方の資料が出てきております。だから、特別委員会を設置するのであれば慎重にきなさいというような資料が出ております。これが実態だと思うんです。

先ほど高橋議員からも質問がありましたけれども、もし特別委員会がここで設置されたとしたら、3つの常任委員会それぞれに所属している議員はお休みくださいというのと同じような結果が出ると、それが先生方のアドバイスなんです。注意事項なんです。だから、特別委員会をつくるのであれば、よほど慎重にやりなさいと。ですから、私は特別委員会がだめだとか何とか言っているわけじゃないです。余りにも拙速過ぎる。本当にこれをやるんだったら、もっと手続を踏んでといたしますか、議員同士が話し合っつくるべきじゃないですかと。何で今、ここで提案しなきゃいけないんですかということをお聞きしたいと思うんです。ぜひ、我々もそのつもりで来ております。

それでもう一つは、今3つの常任委員会があるわけですがけれども、それぞれの常任委員会に持ち帰って、もう一度その常任委員会で我々は、例えば私は総務におりますけれども、総務委員会でやるべきこと、これが特別委員会に、今回の4次計画だとほとんど持っていかれちゃうわけです。

それからもう一つは、議会改革、これも総務委員会の、私は総務委員会だと思って総務委員会に手を挙げたわけですがけれども、もし特別委員会ができれば、それも持っていかれちゃうわけです。そういう危機感を我々、議員一人一人は持っております。これをもう一度差し戻して、みんなで議論して、そして納得をした、本当に提案者がおっしゃっているような、すばらしい御宿の行政をリードするような特別委員会であれば、私は大賛成です。だけれども、今の説明の段階では納得できません。ですから、ぜひこの件についてはもう一度、我々全議員に議論するチャンスを与えていただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

なぜ、今設立なのかと、設置を議案提案しているのかといいますと、後期基本計画の見直し、これは議会として、もしそういう形で対応するのでありましたら、29年6月に出さないと、実質的に無理だということ。実質的な協議期間は1年ぐらいしかないということ。これを先延ばしてやっていったら、時間的な余裕はないということをまず、この総合計画の後期基本計画に対する意見具申は28年、29年となっております。成案を見るのは、29年6月の定例議会に提出、例えばするのであれば、そこまでにまとめていかなきゃならない。時間的な余裕があるようにしてないということ。

それと、先ほど高橋議員も言われましたけれども、各常任委員会の事務所掌が、特別委員会ができたおかげで、仕事が吸い上げられるような言い方していますけれども、先ほど一部を読み上げましたけれども、100%、1つだけ違うのは大野議員のアワビに関する提案を創生会議に出した、それぐらいで、全部読み上げてもいいんですけども、時間の関係がありますから。

そういう中で、今まで157回協議したものの、全て執行部のご提案でございます。それは特別委員会で協議するものではありませんということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 私は、日程といいますか、期限的な問題があるという話でございますけれども、拙速にやり過ぎて、かえって失敗する場合もあるんです。だから、12名の議員が納得してつくれるまで待っても遅くはない。早くスタートして、後で失敗したということにならないように、これは私の資料では、注意しなさい、注意しなさいと言っているわけです。特別委員会というのはそういうものですよと、だから注意してつくりなさいよと。

だから我々は、この前の第1回の協議会のときに初めて説明があって、私はびっくりしてあのときに、何でこんなのを今ごろ出すんだと。しかも、今日のこの本会議に出すんだということであの資料をいただいたんです。あのときは提案者の名前もなければ、賛成者の名前もなかったんです。

それで、あのときに瀧口議員から説明があって、いきなりこういうことですよと説明があったので、びっくりして私は反論しました。2回目が途中で消えてしまった。それで今日、本会議なんです。だから、ほとんど議論していないんです。ほとんど議論していません。これでいいんですかということをお聞きの方に、僕は議員の皆さん方に聞きたいんです。これでいいんですか。

場合によっては、委員長さん方、それでいいんですかということなんです。我々は、常任委

員会の委員長さんを頼りに総務委員会にいるわけです。あるいは教育民生にいるわけです。産建にいるわけです。我々と委員長さんとそういう話をしましたか、今まで。議員同士で話しましたか、それを。私は二、三人の人とは話をしています。

ですから、これがだめだと言っているんじゃないんです。拙速過ぎますと言っているわけです。6月まで待つか待たないというよりか、議員が納得しないでスタートしたら、そのほうが大きなデメリットになりませんかということなんです。ぜひそこは、ほかの議員さん方もぜひ意見を言ってほしいんです。

私たちは、有権者に支えられて、この議席をもらっています。今、私たちがここで発言するのは、有権者のためにやるんです。議員の中でやるんじゃないんです。我々を議席に送ってくれた町民のために、今ここに立っているわけです。ぜひそのあたりの責任を持って、拙速に物事を決めないでほしいんです。それをお願いしたいです。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 何度も申し上げますように、委員会協議会に関しては、法的根拠はございません。そういう中で、御宿町は長い伝統と英知を持って、今の形ができ上がっています。それで協議する案件は、今までは100%執行部提案でございます。全部読み上げればいいんでしょうけれども、それは議会だよりに載っておりますから。

そういう中で、委員会の所掌に関して、また今までどおり委員会協議会は各委員長が必要と認めたとき、また執行部からご提案があったとき開催されるのは、必ずそういう形でやるし、各委員会で問題があった場合は、またほかの、4名入っておりませんので、議長が全員協議会を開いていただいて、皆さんで協議してまた問題があったら、委員会協議会のほうへ差し戻して協議していくと。そういう中で相互理解を深めてきたのが御宿町議会でございます。

それに関して、何ら特別委員会は作用するものではございません。限定されたものでございます。それであっても、各議員が意見がある、またこういう形で協議してくださいというものがあれば、議長あるいは、決まっていなくても、委員長、事務局を通せば、それは御宿町議会でございます。そういう形で協議はしていくと思います。拙速でも何でもありません。ちゃんとそういう形で提案して、議運の会議も通過しておる議案でございます。

という中で、一部理解が足りないのは、なぜ今特別委員会かというのは、議案を提出できると、これがどういう意味を持つかということがよくおわかりにならないようではございますけれども、協議会で何度協議しても、それは協議でございます。理解を深めるだけでございます。議会として成案を得て、この本会議場に提案するということの重みを考えて、特別委員会を設置したと

いうことでございます。協議会は今までどおり協議できます。そういうことで、何ら差し支え
ございません。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 今のあれにお答えします。

私も一般質問で地方創生の質問をいたしました。今までの5カ年計画と今回の地方創生総合
戦略5カ年計画、今回のこの5カ年計画の中には、地方創生という冠がついていますよと。私
はこれをやりたくて、やりたくてというところですが、この部分を私は、今までの5カ年計画
は、ルーチン的な業務は今までどおりでいいんです。これは、例えばローカル線だったらロー
カルでいいんです。しかし、地方創生という冠は特急か新幹線なんです。5年間の中でやろう
としているわけですから。その覚悟で私はこの議席にいるつもりです。

ですから、それぞれ常任委員会におられる議員さん方、みんなそうだと思うんです。今まで
のルーチン的な業務はそのままでいいじゃないですか。やりましょう、そのままで。その上に
ハイスピードの新幹線に乗せて、例えば総務委員会はどんな形で行政と絡んでいくのか。それ
ぞれの常任委員会が、それぞれの担当課と絡んでいけばいいんです。それで、2つにまたがる
ような問題があったら、これはまた一つ、全体協議会に持ち込むとか、あるいは連携できるや
り方もあるじゃないですか。ほかの常任委員会と連携できるやり方もあるじゃないですか。そ
ういう方法をとればいいんです。別に今、ここで特別委員会をつくって、それはやらなきゃい
けないというのは全くありません。またがるやつがあったら、連携でやるというやり方がある
んです。ちゃんと法規があるじゃないですか。そういうやり方でやってもいいと。

それを前提にして、今ここで拙速に特別委員会をつくる必要はないと。やるんだったら、も
う一度みんなで話し合ひましょう。議員同士で話し合ひましょう。そして、我々にも総務委員
は総務委員会としての仕事があるわけですから、それを取らないでくれと言っているわけです。

どの文献見ても、機能停止になりますよと書いてあるんです。特別委員会をつくったら機能
停止になりますよと、要注意ですよと書いてあります。だから私は拙速だと言っているんです。
みんなが納得したんだったら、拙速でも何でもありません。ぜひこれはもう一度、我々に戻して
ください。それをお願いします。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

再度申し上げますけれども、委員会協議会に関して、今までやってきた協議に関しては、全
く特別委員会は関与しないと、同じでいけると、再三申し上げます。

それともう一つは、条例も規約も要綱も申し合わせ事項もない任意の会だと、それでも御宿町は大事にしてきているんだと。そういう中で、なぜ特別委員会かということはもう説明し終わっておりますけれども、拙速という言葉しか残っておりませんけれども、1年間協議をできる時間をいただけるというだけで、大変ありがたいと思っていますけれども、総合計画に関するものも、それも多種多様にわたるわけではないと。後期基本計画に関する提言という形の成案を見る中で、委員会6人で固まってやるわけではない。いろいろと専門家の意見も聞きたい。また、町内の人の考えも聞くということは、特別委員会では公述人、また参考人等、正式に意見聴取できる条項がございます。

そういう中で、町は町で見直しの考えが28、29にどういう形でやるのか知りませんが、まだ全く考えていない。地方創生で忙しいと。28年、29年まで及ばないということを伺っておりますので、議会としてはできるだけそういう形で、町民の皆さんの考え、また専門家の考え、そういうものをまとめて、また議員にフィードバックしまして、執行部にも相談をかけながら総合計画後期基本ですね、そこに向けて研究調査していくというのが本来の筋で、委員会の仕事を吸い上げちゃうとか、そういう荒っぽいことを御宿の議会はしません。

それと、これはどういう人選をするかは議長のほうにお願いして、もし成立すればお願いしただけでありまして、民主的な運営は御宿はなされておると思っております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありますか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

提案者に幾つか質問がございます。確認の意味も含めてということでございますが、ただいま幾つかの議員から、本提案について質問が出されました。それで、前段者の堀川議員から質問が出された内容について、いま一度、私は丁寧な説明を求めたいというふうに思います。

と申しますのは、堀川議員から、町民の皆さんのための議員活動だという、これは全くごもつともなご発言がございました。それに対して、どういう運営がされるのかということの説明が若干不足しておったと思いますので、その点の説明を求めたいと思うんです。

と申しますのは、今まで提案者が説明しておったのは、これまでのさまざまな会議というのは、いわゆる協議会であったと。法律にのっとった運営がなされておらなかったという説明はされておったかと思いますが、御宿町は、今日もそうなんでありましてけれども、御宿町の議会というのは、本会議主義です。全て本会議で提案をして、審議をして、採決をしてというのが、

この間の御宿町の議会の運営方法だったというふうに思います。

それで、これまでさまざまな会議を行ってまいりましたし、私も前議会、またその前の議会から、改革委員の一人としてこの仕事をしてまいりました。非常にたくさんの会議をしたわけがありますが、全て非公開でございました。これが実現できると多分、こういうことができるのではないかというふうに思うわけで、それで確認をするわけでありますけれども、これは、法律にのっとった設置ということになりますので、全て本定例会と同じような事務によって会議がなされる。

例えばこれが設置された場合の運用について確認をしたいと思うんですけれども、これが例えば12月15日だとすれば、12月15日に開催されますよということで住民に告知するわけですよ。それに基づいて当然、この議会の規定が適用されるというふうに理解をしておりますので、そうしますと、住民の皆さんはそこに傍聴をすることができると。それから、きちんと会議録を調製するというのも本議会は定まっておりますので、これが全部準用されるというふうに理解をしておるんです。

実際そうなるのかどうかということを確認したいというふうに思うんですけれども、そうしますと、まさに開かれた委員会がなされると。住民の皆さんとともに会議ができるということが実現できるんだろうと思います。これは全委員会の中でずっと課題でございました。しかし、それがなかなか合意を見ないで、この間、来たわけでございます。

そして、堀川議員のほうも今、質問が出されましたけれども、先般の一般質問でも、まさに議会としてこれを審議をしたいということで、さまざまなご提案があったというふうに私は聞きました。まさにその部分を議会として、議長のもとにこういう特別委員会を設置をされ、それが審議されるということが私は可能である、しかも町民の皆さんがそこに傍聴できると。会議録も調製されると。

それから、今提案者からも説明がありましたけれども、さまざまな知見です。こうした方々にもきちんと費用弁償を含めて、その保障がされると。今までは、さまざまな会議がありましたけれども、議長を通して出席要請はするんですけれども、それは任意なんです。その費用も、例えば費用というのは資料です。その資料も任意なんです。ところが、今度はきちんと説明者、その時間、それから資料、こうしたものもきちんと法的根拠を持って請求できると。きちんと説明いただけると。町民の皆さんとご一緒に、それから公聴会ということも可能だというふうに思うんです。

それともう一つは、現実的にはそういう作業をするための皆さんの合意をとるためには、そ

のための素案をつくらなければならないと思うんです。というのは、今度、正式な特別委員会として事件を付託をして、調査研究を行うということです。まさに堀川議員が提案されていることだと思えます。それを実現するための、どうすればそれが実現できるか。それは確かにおっしゃるとおり、さまざまな今ある委員会等でも議論はできますけれども、現実的には、これまでそれを付託をして、審議をして、結論を出すということはやってございません。

そうしたことをやるためには、ですから、議員が議会人として活動するための基礎的な方向性について定める、それをどこで定めるか。議運でできないことはないというふうに思いますが、先般通したとおり、御宿町議会においては、この特別委員会をもって正式にそうした作業を行うというのが、提案の趣旨だというふうに理解をしておるんですが、それでよろしいかどうか確認をしたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

一言で公式ということにくくってしまいましたけれども、丁寧に説明いたします。

そういう中で、もし可決されたらと、たらとればなんですけれども、要するに今までの協議会は傍聴はできません。議員はできましたけれども、一般の方の傍聴はできません。それと、この本会議と同じような形で告知し、会議をオープンにして議事録をつくり、その前に審議する議案をつくっていきます。それで、その議案に対して議事録をつくり、公表しなきゃいけない義務がございます。

大変難しいというよりは面倒な作業ですけれども、それをやることによって、町民の皆さんも今まで参加できなかった会議、議会、委員会、そういうものに町民が参加できる。町民というか、有権者、住民が参加できる道が開けてくると思っております。公聴会しかり、また特別な問題が出てきた場合、総合計画に関して、それも住民の皆さんのご意見も十分に賜る公聴会も開けます。また、専門家を呼んで、公式に議長を通して呼ぶことも可能です。公述人も可能です。参考人も可能です。また、大学の先生、あるいはその専門家を正式に議長を通して呼ぶことも可能でございます。費用弁償も可能でございます。そういう中で、今までにない議会の形ができるものと思っております。

本来なら、通年議会をやっておれば、常任委員会が正式に開けます。ところが御宿は通年議会、また常任委員会の開会中の審査を認めておりません。そういう中で、これが変わりまして、そういう形で新しい委員会のあり方、議会のあり方の試金石だと思っております。その先にあるのはどういう形になるのかというのは、この特別委員会のやっぱり活動の仕方にかかってお

と思っています。

今までは、この本会議しか住民の方は傍聴できませんでしたけれども、この特別委員会は、石井議員がおっしゃるように、町民あるいは町民外でも傍聴の許可は可能です。また、意見具申も議長を通して、それは可能でございます。

そういう中で、新しい委員会の第一歩だと思っております。旧態依然とした内部でごちゃごちゃやっているものではないとはっきり申し上げます。これが正式にもし議決されれば、公式に認められた本会議と同じ形のものが審議できて、議案としてできると。これは議員の一番の仕事でございます。そういうことです。

○議長（大地達夫君） 8番、口井茂夫君。

○8番（口井茂夫君） さまざまな意見を聞いている中で、私は2つだけ提案したいと思います。

そうであるならば、議員協議会を特別委員会にすればいいんじゃないですかと私は思いました。だって、これ議員定数6人、これで決めちゃおうという話なんておかしいですよ。これが私は12名ということであれば賛成します。6名がおかしいんです。

ですから、今現在やっていることが全て否定されて、こういう新しい方法をとっていくことは、すごく危険を冒すような行為をしようとしています。つまりこれは、恐怖政治につながる可能性が充分あります。6人を無視して、6人だけの意見を町民の皆さんに傍聴もさせる。だったら今までの常任委員会って何だったんですか。常任委員会を協議会じゃなくて、常任委員会にすればいいじゃないですか。そうすれば、皆さんの意見が吸い上げられて、よりいい案ができてくるじゃないですか。

何もこんな案をつくる必要性なんて全然ないと思います。私は、だったら委員の定数を12名にする。つまり議員協議会を格上げさせて、特別委員会にすれば、皆さん納得じゃないですか。そう私は提案したいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

けさの朝刊、千葉日報に、茂原市議会が基本条例、たしかけさだと思いますけれども、発表をしていました。ここには、委員会から全て傍聴できる、それから公聴会もやります。全てなっているんです。基本条例でうたってあるんです。ですから、今、瀧口議員がおっしゃるようなことをやるのであれば、御宿の議会も基本条例をつくれればいいんです。これは解決できる問

題なんです。

私も、ここで選挙のときのことを言う必要はないかも知れませんが、議会改革というのは議員定数だけじゃないんです。議員定数の削減だけじゃないんです。基本条例の部分を何とか議会に持ち込まなければ、この議会はよくなりません。行政との質疑応答もなかなかうまくいかない。今まで私が一町民としておったときに、ほとんど公聴会ないじゃないですか、議会が開いた。そういうものを取り入れていけば、今おっしゃるようなことはできるんです。それをやらないで、また新たな組織をここに作ると。それは余りにも、我々12名と一緒にあって、何回も議論し合えばいいんです。そうすれば私は、それで結論が出たんだらオーケーです。しかし、その前にやるべきことがあるんじゃないですかということなんです。

それで、特別委員会を否定はしません。条例の5条を使って特別委員会をやればいいんです。その都度その都度、この問題については集中的にやらなきゃいけないから特別委員会でやります。これを議会に出して、そして特別委員会を設置してやればいいんです。何も常設の特別委員会、一番問題は、ここに今テーマが出ています。議会改革というテーマが出ているじゃないですか。これをずっとやりますよ。常設と一緒に、常設じゃないですか。

それから、第4次計画やりますよ、第4次計画だったら常任委員会は全部逃げられちゃうんです。そんなものを本当に議員が、一人一人の議員がオーケー出しますか。私は仕事をしませんと一緒になんです。議会来たってやることないじゃないですか。何やるんですか。私は今まで経験がありませんから、例えば企画財政の問題だって企画財政に行って、一生懸命、抱えている問題を引っ張り出しますよ。一緒にやろうとやりますよ。それが私は常任委員会の仕事じゃないんですか。それがなかったら、何しにここに来ているんですか。

議会に出てやっているだけでは、全く仕事にならないですよ。仕事があるから、我々は外へ出て住民の声を聞いたり、あるいは先生方のところへ行って相談したり、いろいろなことをやるんです。それが全くなくなるんです。だからちょっと問題、問題という言い方するといろいろあれがありますが、拙速過ぎませんか。お互いにそこらあたりを話し合おうよということを申し上げているんです。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

再三申し上げていますが、議員の活動を阻害したり、委員会の活動がおかしくなるようなことはあり得ないと再三申し上げています。それは、これは法的に認められた合法的な委

員会でございます。それも審議する内容が限定されております。

これで終わります。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) お諮りします。

間もなく5時になります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議ないものと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

ここで10分休憩いたします。

(午後 4時45分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時06分)

○議長(大地達夫君) 質問者に申し上げます。

同じ質問は3回までとなっておりますので、お気をつけください。

□井茂夫君。

○8番(□井茂夫君) 先ほどちょっと質問の仕方が悪くてすみませんでした。

委員の定数がなぜ6名なのか。ここはやっぱり12名だとしますと、これは万々歳で、全員が出られますので、よろしいと思うんですけども、その辺をちょっと聞きたいことが1点と、さらに、この委員長、副委員長をどのように人選していくのか。この2点についてお聞きします。

○議長(大地達夫君) 1番、瀧口義雄君。

○1番(瀧口義雄君) 1番、瀧口です。

委員の選出の前に、委員長、副委員長の選出という話がありましたけれども、それは議長のほうでどういう選び方をするかということでありまして、その会議の中で委員が選出された中で互選というのが、御宿町の委員会条例でありますので。

それと、6名というのは、やっぱり機動的なものをもって6名ということでございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございますか。

2番、北村昭彦君。

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

今、口井議員のほうから、なぜ6名かというご質問に対しまして、機動性という話がありました。私も、先ほど口井議員から全員でという、確かになるほどなと思ひまして、ちょっと、ほんのわずかな時間でしたけれども、ネットのほうで、ほかの事例はどうかというのを見てみたんですが、やはり全員というところが、ぱっと出てきただけでも多かったんですね。飛騨高山市とか、兵庫の三田市とか、あとは町で言うと北海道の白老町、大事な機関に、これが成立すればすばらしい、お話あったように、可能性のある組織になると思います。であるからゆえに、全員でというのもご検討いただければなというのが私の意見です。

というのも、やはり全方位にわたっての総合計画です。それから、さらに加えて、議会改革ということも非常に大きなテーマだと思いますし、ここに皆さん座ってらっしゃる12名が、それぞれの思いでかかわりたいという方が多いのではないかと、私もその一人でございます。

これもやはり同様、三重の松阪市さんなんかは、28人の議員さん全員がこの議会改革だけをテーマにした特別委員会に所属して、議会が一丸となって、この大事な問題について取り組もうということで活動されているということでしたので、まずそういうやり方があるのではないかなという点について、お考えをお聞かせいただければなと。

それからもう一点は、これはなかなか理想と現実というところはあるのかもしれませんが、御宿町の議会の伝統はこうなんだぞということで、私もまだ入って日が浅いですが、諸先輩方からお話いただいたのは、やっぱり大事な案件はよく話し合っ、全員納得の上で決めてきたんだぞと。これが御宿町の議会の伝統だぞということで、お話を伺ってまいりました。

そして、今回の案件が出るまで、まだ何カ月かですけれども、そういった形で、結構皆さんで言いたい意見を言い合っ、やってきたなと思うんですが、今回に限っては、堀川議員もおっしゃっているように、納得していない人たちがまだいる中で、拙速にこんな大事なことを決めてしまうというのが、やっぱりちょっと残念だなというところもあります。

その辺も含めて、この伝統というところも含めまして、お考えをお聞かせいただければなと思います。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） まず、定数ですね。6名を全員ということの話ですけれども、それは

会議としては、本会議はともかく、そういう形で議論することはなかなか難しい状況にあると。機能的、また合理的ではないということを考えております。

それと、拙速という話ありますけれども、本会議主義でございます、御宿町は。本会議で丁寧に説明しております。

そして、もし可決されたとして、採択されたとして、委員会がどういう人選になるかわかりませんが、そういう人たちも議員の意見、広聴する形も可能だし、また意見を述べる場も当然つくっていくでしょうし、全く、その阻害という話が出ていますけれども、そういうことはない。委員長、あるいは議長に申し込めば、傍聴も意見陳述もできると。そして、その委員会は必ずフィードバックしていくと、何度も申し上げております。

そういう中で、丁寧な運営は、誰が委員長になるかわかりませんが、成立した場合は、丁寧な委員会運営がなされると思っております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありますか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なければ、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。反対討論はございますか。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 先ほど、何回も申し上げておりますけれども、特別委員会は、あくまでもそれなりの緊急の課題があって、その課題があるから特別委員会を設けるというのが基本的な姿なんです。御宿町の条例もそうになっています。

ですから、このルールを、今堅持してくべきだ。新たな今提案の方が出されたようなことについては、もうちょっとじっくりみんなで話し合っ、それを採用することが、御宿町の議会、あるいは行政のために、あるいは住民のために本当にいいのであれば、私も賛成はします。しかし、今はまだ納得できません。

組織をつくると、権力を握るんですよ。これは、私は今まで民間企業でやってきました。ポジションについたら必ず権力が発生します。ですから、組織をつくるときは、軽々につくったら大変なミスを犯すんです。

ですから、今回については、まだほとんど議論されていないんですよ、議員同士が。今そんなことはないよとおっしゃいますけれども、そのポジションについたら、その地位としての権力を振るうことができなければ、何のために委員長になるんですか。組織をつくるんですか。

それをやるためにつくるわけでしょう。

そうしたら、この組織が行政との関係においても、ほとんどそこが握ってしまうんです。その危険性が見え見えなんです。

ですから、これは危険です。やるんだったらじっくり話し合っ、もう一度戻して検討してからにしてほしい。今の御宿町の基本条例第5条、これに基づいた、基本条例に基づいた特別委員会の設置。緊急の案件、課題が出て、そのことによって初めて特別委員会を設置する。このルールでやっていただきたいということで、この議案に対しては反対します。

○議長（大地達夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

私は、本発議に賛成の立場から討論をいたします。

ただいま2点において、ご懸念が表明されました。

1つは、緊急性であったかと思えます。本提案は、前回提案は4カ年、これは常設と同じではないかというご指摘いただきました。私も全くそのとおりだというふうに思えます。提案のとおり、今回は2カ年ということで、期限を切りました。

なぜ2カ年かと申しますと、ちょうど2年後に委員会制度も一度整理をするというのが、本議会のならわしでございます。また、新人議員、私も何期かもう続けてまいりましたけれども、そうしたものの調整をどう図っていくのか。新しい議会をどうつくっていくのかというところの話し合いの場がどうしても必要だというふうに思えます。その場が、一つは本委員会の設置であります議会改革でございます。

これは、先ほども提案者に確認をいたしましたけれども、まさに町民に開かれた本議会、定例議会と全く同じスタイル、運営で行うものだといえます。これは当然、議員にも開かれているということでございます。そういう面では、この話し合いがまさに住民とともに、住民の中で行うと。まさに開かれた議会の第一歩になるというふうに思えます。

もう一つのご懸念が、権力を握るから危険であるというようなお話であったかと思えます。私は、なぜそうなるのかというのが腑に落ちません。と申しますのは、今回の目的は明確になってございます。第4次御宿町総合計画前期基本計画の調査研究及び後期基本計画への提言並びに御宿町議会改革のための調査研究ということで、明確でございます。

そういう面では、これで、委員長と申しましょか、そういう職責が多分設置されるというふうに思うんですが、それは議会の調整、委員会の審議、調整というのが、要するに定例会で

言えば議長と同じ職責であろうというふうに思いますので、それは非常に明確になっているというふうに思います。

それともう一つ、今の反対討論にはございませんでしたけれども、直前に、委員の定数のご質問がありました。なぜ6人にするのかということでございますが、この間も、ちょうどこの6人というのは、今、御宿町は議会定数が12名でございますので、ちょうどその半分の6人でございます。私は、緊急性というよりも、やはりこれは機敏に対応すると、そういう意味においても、この6名というのは適切な人数ではないかというふうに思うわけでございます。

確かに質疑にもありましたけれども、12名、いわゆる議員協議会、これも今法律では公設として、一般の議会と同じような運営ができるということも可能でございます。ただ、そのことも前期においては議会改革の中で議論をされました。しかし、それもまだ合意がなされておられません。

それからもう一つ、3常任委員会の合同の審議、これも可能だというふうに、私も理解をしております。

そうしたことも含めまして、どういう議会運営をするのかと。そこの一番の最初のところを、どこかで議論をしなければいけない。調査をして、皆さんに答申を諮ると。それを最終的には議会に諮るということでございますので、その経過においても当然、住民まで入って議論ができるわけですから、当然議会の議員の皆さんは自由に、意見の具申も含めてできるというふうに思いますし、これまでの経過、新しい委員会がどうするかというのは、委員長が決することだろうとは思いますが、この間の経過を踏まえれば、前段者の質疑にもありましたけれども、当然中間も含めて、どういう議題をするのかという具体的な議題についても、議員全員にお諮りをして、詳細な議事、この中において諮られるということが、この間の伝統であったというふうに思いますので、この伝統は私は引き継がれるというふうに理解をしております。

そういうことも含めまして、御宿町議会が本当に町民に開かれた議会、これがこの間の大きな課題でございました。これの第一歩を記す、そのためのいろいろな条件を整備すると、その調査特別委員会。そして、新しい次の後期、それに向けてどういうふうにつくっていくのかと。それにつきましても、この中で議論をして、私は、平成30年からになります。ですから、28、29と申しますけれども、早い段階で、私は一定の方向性を見出す。そして、執行部に対して提案をします。

一般的には、議会は議会として調査をして提案をします。それと、執行部と同時に、執行部の委員会の中に入って調整をするというところがあります。

それで、御宿町はこの間、ずっと議会は議会として審議をしようじゃないかという方向性がずっと出てきております。その延長の中で、じゃ、それを具体的に法律にのっとった、議会規則にのっとった運営をするための大きなフレーム。また、それについて執行部に対して提案をしていくという作業が本委員会であるということを申し上げて、多くの議員の皆さんの賛同を呼びかけ、賛成討論を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 3番。

（「もうできない」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

特別委員会の設置がよいということであれば、どこの市町村でも設けているかと思います。しかしながら、県内においても設けている市町村は数少ないかというふうに考えます。大きく3つの理由から、私は反対の立場で討論を行います。

まず、各常任委員会や議員協議会がある中で、合意を得ないまま特別委員会の設置と付議される事件がセットで本会議に発議として提案されていること。

2点目は、議会改革や総合計画については、多くの有識者の意見が必要な中において、6人という少人数の委員で調査研究をしようとしていること。

それから3点目は、特別委員会が設置されると、付議された事件が特別委員会に委ねられ、総務委員会、産業建設委員会、教育民生の各常任委員会及び議員協議会では口を挟めなくなってしまうという心配があること。

以上のことから、特別委員会の設置については、必要性についても理解しがたく、今後の議会運営においても混乱を招くおそれが充分考えられますことから、特別委員会の設置については、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 賛成討論ございますか。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 私は賛成討論で一言申し上げます。

反対討論、その前に、協議、質問されておりましたけれども、私が賛成というのは、長年、議員として、町民の皆さんの代表としてやってきました。その中で、1期、2期目は委員会というのはほとんど開かれていなかった。所属はあったけれども、それは、毎月全員協議会とい

うものを、行政側から要請があって、そこでいろいろな問題を全員で、執行部と議員との間で協議してきた、そういう時代がありました。

それを経て、いろいろと議員の顔もかわってきて、それで委員会を重視すべきだと。委員会で重視したものが、果たして議案として通って、執行部から議案提案されたかということ、ただ、行政が出してきた議案だけを、問題だけをそこで話し合っただけ、それは議会の総意で提案されたということは一つもなかった。

今日、この時代に、議員さんは我々の代表でしょうというのが町民の声です。私はあなたを選んで、あなたに町の今の生活をより豊かにしていただきたいんですよ。あくまでも行政から言われたことをただ審議して、それで賛成・反対しているだけなんですかと。

真の私たちの声を執行部に提案して実現してください。それにはやはり勉強して、みんなして知恵を出して、このことだけは町民の代表として、議員として執行部に提案してやりましょうよというのが、どうしても欠かせないだろうと。これからの議会にはですね、議員として。ですから、ようやく町民の負託に負えるチャンスだと。

ですから、あくまでもその構成メンバーだけで運営しますよということも言ってます。委員会でもまれて、それで、その上に提案して、そこで調査したり、いろいろな方の意見も聞いたり、そしてそれは、そこで開かれるのは本会議と一緒にです。傍聴ができるんです。告示をするんです。いついつかに特別委員会を開きますよと、何時から。それで、それを見て、傍聴に来られるんですよ。

ですから、独裁的な、その委員長の権限で、あるいはその権力を持って。それがやって、議員の一人一人の意見が反映されないということはありません。より一層、今までは幾ら委員会で言ったって、執行部がわかりましたと言って、じゃこれを直して、これで出される。そうすると、議会でいろいろな方が質問します。我々、この特別委員会で付議されて、調査研究をして、提案したことに関しては、誰ひとりが質問することなく、自分たちが町民のためにいいんですから町長やってくださいよと言って、町長はそれを受け入れて議会に諮るというような形が必要。

そのためには、6人の構成メンバーだけでできる問題じゃないんです。議員の全員の知恵をかりて、そして力もかりて、そして、みんなしてやるんですよ。そのほかに、やはり委員会では、予算なんかつかないんですよ。先生方を呼ぼう、誰を呼ぼうと言ったって、何もできない。この特別委員会を設置すれば、予算請求できるんです。よって、いろいろな人の、いろいろな世の中の知恵の人を導入できて、参考にして、よりよいグレードの高い議会発言ができていく

んです。私はそう信じて、これに対しては賛成です。

以上です。

○議長（大地達夫君） 反対討論。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 8番、土井です。

反対の立場で私は意見を述べさせていただきます。

現在の常任委員会協議会及びこの議会本会議、私は身近に、この常任委員会協議会、議会本会議を傍聴させるようなことを第一歩としてやってもいいんじゃないかと。それを、現在このように、議会をビデオで見て、実際のリアルな我々の活動について一切見せない、こういう議会があつていいんでしょうか。

私は、身近なことから改革していくということが最も大事なことと思ひまして、一挙にこの改革案で、6人でやるということには絶対反対です。

以上です。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 賛成討論をさせていただきます。

私は、1期4年、2期目、皆様に選ばれて、またこの議場へ戻ってまいりました。その間、今まで私はポジティブな生き方をしてきました。

一般質問でも、私は話したと思うんですけども、一つの町を一つの会社として見立てる。これは前例がないからやるんです。前へ進むんです。だからいいんです。

そして、なぜ今、世界で女性が受けるか。ちっぽけなことはどうでもいいんです。みんなが、住民、議会、行政の皆さん、ハッピー、幸せならそれでいいんです。

そして、小さなことに失敗にあつてもいいんです。失敗のない人なんていないんです。だからやるんです。本田宗一郎さんも言っています、そんなちっぽけなこと考えるなよと。なぜか。人生そのものがギャンブルなんです。特別委員会を設置することは、決して悪いとは本当に思っていないんです。

先ほど反対者の方も言っていましたけれども、一番最初このことを聞いたときに、提案者の瀧口議員にも私はそのことも質問をしています。そして納得した上で、今ここで発言させてもらっています。

おじさんたちと言っちゃ言葉は悪いですけども、そんなちっぽけなことよりも、みんなで幸せになればいいじゃないですか。やってみましょうよ。

賛成討論を終わります。

○議長（大地達夫君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、委員選考を議会運営委員会に委ねますので、暫時休憩いたします。

（午後 5時32分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時52分）

○議長（大地達夫君） 第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会委員の選任について、議会運営委員会からの報告を受け、本委員会委員を御宿町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会委員は、貝塚嘉軼君、滝口一浩君、石井芳清君、大野吉弘君、瀧口義雄君、堀川賢治君、以上を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会委員が選任されましたので、御宿町議会委員会条例第9条の規定により、第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選に関する職務は年長の議員が行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長及び副委員長が決まるまで、暫時休憩といたします。

(午後 5時54分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 6時16分)

○議長（大地達夫君） 第4次御宿町総合計画及び議会改革調査特別委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

第4次御宿町総合計画及び御宿町議会改革調査特別委員会委員長、石井芳清君、副委員長、堀川賢治君、以上のように特別委員会で互選されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、発議第2号 土井茂夫議員に対する議員辞職勧告決議案についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土井茂夫君の除斥を求めます。退室願います。

(8番 土井茂夫君 退場)

○議長（大地達夫君） 提出者、貝塚嘉軼君、登壇の上、提案理由の説明をお願いいたします。

(6番 貝塚嘉軼君 登壇)

○6番（貝塚嘉軼君） 議長より許可がございましたので、提案理由について説明させていただきます。

発議第2号、平成27年12月9日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。賛成者、御宿町議会議員、瀧口義雄。

土井茂夫議員に対する議員辞職勧告決議案について。

上記の決議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

議会議員は、町民の代表として良識ある言動を行わなければなりません。土井茂夫議員の言動は、議員としての品格を欠き、また同僚議員の人格を大きく傷付け人間としての尊厳を根底から踏みにじり、人間の基本的な人権を侵し、議会議員としての使命たる議会活動を侮辱した事実は断じて看過できません。

大声で罵声を発して、人を脅かす行為は良識ある議員の行為ではありません。

卑劣で横暴な言動は、傍若無人そのものです。

議会議員は24時間、365日議場外でも議会議員の自覚と責任をもって活動すべきです。

土井茂夫議員の卑劣な言動は、議会の紀律と品格を貶めるものであり、同じ議会議員として極めて遺憾なことです。

よって、土井茂夫議員が社会的責任を真摯に受けとめ、この際、議会議員の辞職をするよう勧告決議案を提出するものです。

詳細は別紙のとおりとして、資料を配付させていただいております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（大地達夫君） ただいま除斥されている土井茂夫君から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

したがって、土井茂夫君の申し出に同意することに決しました。

土井茂夫の入場を許します。

（8番 土井茂夫君 入場）

○議長（大地達夫君） 土井茂夫君、登壇の上、発言を許します。

（8番 土井茂夫君 登壇）

○8番（土井茂夫君） こうして私に弁明の機会を与えてくれました議員の皆さん、ありがとうございます。

弁明を与えてくれた内容につきまして、私は吟味しました。実は、その内容につきまして、平成27年10月2日開催の総務常任委員会及び産業建設委員会で、委員長及び副委員長選挙における御宿町議会議員申し合わせ及び慣例事項、7、常任委員会について、平成23年6月2日、議員協議会です承。

内容としましては、委員長、副委員長は、2つの常任委員会の委員長、副委員長を兼務することはできないことを理解不十分で委員会に臨み、同委員の皆様方に不愉快な思いをさせたことは、私の不徳のいたすことであり、今後このようなことがないようにいたす所存でありますので、ご容赦願います。

また、深くおわび申し上げます。すみませんでした。

そこで、弁明することが許されるならば、皆様方に誤解なきように、次の点について申し上げておきたいです。

発議第2号、添付資料の下段のページ、6分の3の上段4行目の平成27年10月19日、議員協議会開催以下、3行の私の発言について、事実と相違するので、これについては委員会外のことなので、ICレコーダー記録はないので、この経緯についてまずお話ししたい。

私は、前段の委員会協議会のICレコーダー記録を確認後に、陳謝すべきと思ひまして、事前に事務局に、借用を事前に申し込んだ上、借りに行きましたが、なぜか用意されていなかったため、意見を言ったところ、事情も知らない賛成者、瀧口義雄議員が私をなじったため、口論になり、他の人にみっともないので議長室に行ったところ、また何も事情も知らない提案者、貝塚嘉軼議員が、私に向かってなじりましたので、口論になりました。

また、同添付資料のページ6分の3の上段、8行の平成27年11月16日の産業建設委員会協議会において、以下3行の私の発言について、事実と相違するので、再度、事務局保管の会議内容を記録しているICレコーダーを確認してもらった内容につきまして、以下のようでありましたので、報告申し上げます。

11月6日、産業建設委員会協議会開会前、事務局が事前配付の資料を確認していたところ、議長が持っていなかった。私が議長に対して、「忘れるなら困る、ペナルティーですよ」と、そういう発言しましたら、議長は「ペナルティーというなら帰ろうかな」と。私も「帰ってもいいよ、帰りたければ」という発言をしました。

続きまして、第10回産業建設委員会協議会が開催されました。私は、開会前でしたからジョークのつもりで言ったことが、このことが議長に対して出ていけとどなるという議員としてあるまじき暴言だという表現に変わってしまったという事実。このことに対して、人それぞれ捉え方はこうも違うのかな、私は大変驚きました。今後、言葉選びや表現方法に充分注意しなければならぬと感じた次第です。

いずれにしても、私の身から出たさびによる議員辞職勧告決議案でありますので、以後このようなことがなきように精進してまいりますので、寛大な裁きになりますよう、議員の皆様をお願い申し上げます。

また、このように弁明の機会を与えてくださった議員の皆さん、この議会の会場を提供してくださる理解がある町民の皆さん、そしてここに、私の不徳のいたすことを聞いてくださる関係の皆様、この場をかりて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上、私の弁明書にかえさせていただきます。

最後に、本当にありがとうございました。

平成27年12月11日、御宿町町議会議員、土井茂夫。

以上です。ありがとうございました。失礼します。

○議長（大地達夫君） 以上で、土井茂夫君の発言を終了します。

土井茂夫君の除斥を求めます。

（8番 土井茂夫君 退場）

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

本決議案に質疑ありますか。

11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

提案のありました、土井議員に対する議員辞職勧告決議案について質問させていただきます。

人間は感情の動物と言われ、仕事をする上において、お互いにぶつかり、時としてエキサイティングしてしまうことは、長い人生の中でも、誰しも経験していることかと思えます。

今回の件に関しましては、土井議員が委員長、副委員長は、2つの常任委員会の委員長、副委員長を兼務することができないとする平成23年6月に議員協議会で了承された御宿町議会議員申し合わせ及び慣例事項を忘れた、あるいは聞き逃したことによるものであるかと思えます。

本来ならば、委員会の始まる前に、全員にこの申し合わせ及び慣例事項の配付や説明があれば、このような事態は回避できたのかと考えますけれども、私ども新人議員も申し合わせ及び慣例事項の存在は全く知り得ませんでした。何らかの形で事前に説明があつてしかるべきであったと思えます。

今回の発議の提案理由の説明を見ますと、同僚議員の人格を大きく傷つけ、人間としての尊厳を根底から踏みにじり、人間の基本的な人権を侵しとありますが、基本的な人権の尊重は憲法第11条に定められ、誰しも侵すことのできない永久の権利であります。言葉の暴力は許されることではありませんけれども、許すという寛容な気持ちを持つことも大切かと思えます。

前段で土井議員から弁明による陳謝の言葉がありましたが、本人も深く反省しております。

そこで、提案者にお聞きいたしますけれども、抜いた刀を元のさやにおさめていただく気持ちはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） それでは、お答えします。

私が、いきなりこの手段をとったわけではございません。手順を踏んで、そしてご本人にお

願いであります。それはどうしてかという、高橋議員もご承知だと思いますけれども、協議会が始まる前に、ごたごたがあつて、瀧口議員に対して「このやろう、口つけるなよ、余計なことするなよ」という言葉を吐いた。それは私もそばにいたから、事実なんです。記録に残っていないといつても、それを言つて「何」、言い返した。それでいて、時間が来て、協議会をやろうとしたときに、またごちゃごちゃあつて、堀川議員が「大きな声出してけんかするんだつたら、ここじゃなくて外へ行ってやれ」と言つて、「外へ出ろ」と言つて、2人は出てきましたよ。

それで、議長室でごたごたやっていたから待つていたけれども、しょうがないから長老として、ここはひとつ、ちゃんと証人として、「私はそばにいたんだから、あんたそれを言ったんだからね、謝んなさいよ」と、そう言つたら、何て言つたと思いますか。「議員の仕事もしてなくせに、余計なことをするなよ、口出すなよ」と、そうののしられたんですよ、私は。

いや、私が議員として仕事をしているかいらないかは別としても、私も7期、皆さんに応援されて選ばれた。8期目も選ばれて、ここへ来ているんですよ。何もしていない議員だつたら選ばれはしないでしょう。今日の御宿、町長や課長さんたちと同じように歩んできているんですよ。

その中で、私は仕事をしていないということはありませんよ。議案に対して賛成もする、反対もする、提案もする。してきていましたよ。それをこのように言われて、ああ、そうですか、ごめんなさいで済みますか。立場を考えてください。

だけれども、私は、ちゃんと瀧口議員、議会運営委員長の長老である伊藤さんに、議長、副議長に、この件について謝るよにと。そして、できれば謝罪文をつけてということをお願いしましょうと言つて、議会運営委員長の伊藤さんに一任して、私たちいる前に、議長、副議長を置いて、伊藤議会運営委員長がお願いしました。それを承知してくれました。それを待つていました。

しかし、1週間たつても、2週間たつても、その後に顔を合わせても、一言も弁明もなし。だから私は、私が議員として許される範囲内で、このことはそのときにも、もし謝らなければこういう手段をとりますよということをお話しして、議長も本人にそのことは伝えてくれてあつたと思いますよ。

にもかかわらず、委員会でやつたことに関しては謝りますけれども、2人に対しては何ら非がないということで謝らないという議長からの返事をいただいたから、それなら私は議長に、そういうことであるんだつたら、ちゃんと議員として、自分の地位、あるいは人格、その他を

守るべく手段があるということで、本人、土井茂夫議員に対して議員辞職勧告をしたわけでございます。

決して手順を一足飛びに超えて、ただとがめただけじゃありません。それだけは承知してください。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありますか。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

双方の、今、思いといいますか、意見をお聞きしました。

これは、個人的には非常に両方に我々も納得するような解決を、今どうするかということはどうもできないと思うんですが、言われた貝塚議員、相当悔しい面があるだろうと思います。これを何とかしろということで、今日の本議会に持ち込まれたと思います。

確かに、規則条例、あるいは自治法によりますと、議員の処分を求めることができるということにはなっております。しかし、我々はこれは議会ですから、議員として考えなきゃいけないのは、議員は我々が選んだのではなくて、有権者が選んでおります。土井議員の後ろには三百数名の有権者がついております。議員をやめさせるということの勧告ですけれども、勧告は勧告としていいんですが、やめさせる権利は、我々議員にはございません。

ですから、この問題をここで可決するか、否決するか、どちらかだと思うんです。貝塚議員さんの思いからいきますと、これはやはり処分をしたいということだろうと思いますが、ただ問題は、この可決は、御宿町の議会が、今双方からいろいろご意見がありました、思いがありました。このことで、議員の辞任勧告をするという決議をもしした場合に、評価はどうなるだろうか。この心配はあります。

これは、議事録がありますから、これから議事録が外へ流れます。ほかの市町村、あるいは住民の皆様のところにも流れます。ここあたりも、この処分については考えなければならないのではないかなということで、この議案の提出に対しましては、私はもう一度、個人対個人の問題ですから、議長とお二方で解決してもらえないものだろうか。

ここで議決も否決もしたくないです。もしできるのであれば、議長と貝塚議員と土井議員とで、もう一度、土井議員に非があるならば、土井議員が1対1で貝塚議員に謝ると。その証人は大地議長、一人。こういうようなことで解決してもらえれば非常にありがたいと。

だから私は、この席で、議決しても否決しても、私は問題があるというふうに思います。できたら、そういうような方向で解決できるものであれば解決をしていただきたいと。

これが、住民を巻き込んでいる問題だとか、行政を巻き込んでいる問題だとか、こういうふうな公益的な問題。あるいは、住民から見たら大義的な問題、こういう大きな問題であれば、正々堂々とここで否決、可決をすべきだと思います。しかし、どう見ても個人対個人の、今双方の話を聞いていますと、感情的なものも入っておすから、ここはぜひ、先ほど申し上げましたような、議長が中心というか中に入って、もしそこで土井議員が謝らなかったら、素直に謝らなかったら、これはまた別問題だと思います。

この辞職勧告は法的拘束力はありません。ですから、ここで我々が勧告の可決をしても、本人は辞職しなくても済むわけです。あくまでもこれは、次の選挙のときに住民が評価します。有権者が評価します。評価して、彼を議員として不適格だという評価をするか、そうではないという評価をするか、これは有権者が決めることであって、我々議員には議員を辞職させる権利はありません。

もう一つだけつけ加えておきますが、この俎上に上がったことによって、今度は、今までは貝塚議員の人権問題が発生しておりました。しかし、この公の議会に、土井議員の辞職勧告が俎上に上がった瞬間に、土井議員にも人権問題が、彼は人権を守る権利があります。憲法上、認められています。ですから、土井議員にも人権問題が発生しているんです。

だから、双方に、憲法上認められた人権が発生しております。だから、ここはおさめられるのであれば、ぜひ穏便におさめて、社会的評価を受けないようにしたい。御宿町議会の品位を保ちたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 答弁ございませんか。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 6番、貝塚。

非常に温厚な、本当に、私はしたくて出したわけじゃないんですよ。再三にわたって、70日間待っていたんですよ、返事を。返事がない。

議長にお願いしたときに、ちゃんと申し上げたと思うんですよ。議長に責任があるとか何かじゃないんですよ。そうやって言ったにもかかわらず、それが、これは出したほうも心が痛むよ、おっしゃるとおりなんです。出されたほうもそうだと思うんですけども、その前に、先ほど読み上げたようなこの言葉がね、そのときならいいですよ。謝んなさいよと。すぐ謝れば、どうということはないんですよ。

ですから、いいんですよ、これは。法律的には何も、可決されようと、否決されようと、いいんですよ。だけれども、私と瀧口議員は、きちっと人の道を踏んでお願いしたんですよ。で

すから、私に言わせれば、私はとにかくこれから先、土井茂夫議員が議員として、我々といろいろな協議をしたり何かするのにあたって、こういうことが二度とあってはいけないと。ですから、気をつけてくださいよという意味も込めて、ここは、私はこういう発議をしたんです。

決して彼をどうこうじゃないんですよ。これから先、私以外の方が、仮に感情の動物ですから、何かの行き違いで、このやろう、ばかやろうということだってあるかも知りません。だけれども、外においてもしかり、中においても、我々はそういう言葉は自粛しなきゃいけない。飲み込んでいなきゃいけない。そういう思いがあるから、こうして私は発議したわけですから。

ですから、堀川議員が言うのも、もう私は充分、その気持ちを酌んで議長にお願いしたわけですからね。あとは瀧口議員の、一緒にあれしたんですから、お話を聞いて、あとは議長が採決するのか、どうするのかは決めてください。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

高橋議員、また堀川議員の大変配慮ある、また年長者としてのご意見、大変感服しております。おっしゃるとおりだと思います。全く異論はございません。誰しも心痛む話でございます。貝塚議員が言っていることも、私も理解できます。そういう中で、本当に堀川議員の言っていることは全くそのとおりだと思っています。

そういう中で、議会議員は有権者から選挙で選ばれた大変重い地位のある責任と、職責があると思っています。おっしゃるとおりだと思っています。また、社会の規範と規律を遵守し行動することは、議員であれ、当然のことだと思っています。それは一般の社会も、議会議員の活動も同じだと。堀川さん、高橋議員の言うとおりに思っています。

しかしながら、議員が自ら発言したことには、責任を持っていかなければならないと思います。これは一般社会も同じでございます。議会の本来あるべき権能と品位、規律が大変傷つけられ、劣化していくことを大変憂慮しております。それは同じ考えでございます。こういうこと自体が御宿町議会の劣化につながっていくということは充分承知して、私自身も戒めとしなければいけないと思って、日常そういう活動をしております。

特に言動については、私はその世界で生きてきましたから、大変注意して発言しております。また、人様が言ったことも寛容に受けとめて、今まで三十数年間、この政治の世界で生きております。

この決議案が、本来の正常な議会に服するものであればと思い、賛成議員になったわけです。議会の品位と規律をおとしめ、同僚議員の尊厳を傷つけることは極めて遺憾であります。本当

にこういうことが、社会的な責任を真摯に受けとめて、やっぱりこういう提案に従うべきではないかなど。

そういう中で、先ほど弁明なされましたが、それについて私がまた弁明をするようなことは、いろいろとそごはありますけれども、すればまた水かけ論になりますけれども、大変貴重な、堀川先輩の、人生の先輩と、高橋金幹議員の申し入れも大変すばらしいものだと思います。

それであっても、そういう形で、議長も仲裁していただきました。議運の委員長もそういう形で間に入っていただきました。でも結果は、今ご覧の状況でございます。じくじたる思いなんですよ、それは貝塚議員も私も。ここへいらっしゃる皆さんも、みんなこれで、御宿町議会としていかなものかと。そういう思いは一つなんですけれども、これをまたきっかけにして、御宿町の議会がさらなる新しい一步を踏み出していいただければと思っております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑がなければ、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。ございませんか。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 堀川です。

いろいろと瀧口議員、貝塚議員からもじくじたる思いをお聞かせいただきまして、本当にそのとおりでろうと。

私もどちらかという、瞬間湯沸かしみたいにかっとくるタイプでございますし、悔しい思いは人一倍する人間でございますから、結構激論するタイプではございますが、ここは勝ちか負けかというのは別として、あるいは今、土井議員が弁明をしましたけれども、あれじゃ足りないよと。本当に謝っているのかというような聞き方もあるだろうというふうに思いますが、私はお願いをしたいのは、可決、否決をしても、結果的には、法的拘束力はないわけですし、私たちがここで可決をしても、議員は辞職しません。

同時に、有権者の立場を考えた場合に、本当にここで可決したほうがいいのかどうかというのをもう一度ご検討いただきたいということと、これ否決、可決をした、残ったものは何が残るかといったら、御宿町の議会の品格を問われるということしか残らないと思うんですよ。こ

れが私としては一番気になる部分です。

ですから、貝塚議員、瀧口議員、お二方の、これはもう2人をお願いするほかないんですが、胸におさめてもらって、そしてもう一度、議長を中心に1対1でこの問題を解決してもらえないだろうかということを再度お願いをしておきたいと思います。気持ちはよくわかりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大地達夫君） 賛成の方の発言を許します。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 瀧口です。

先ほど発言したとおりでございます。堀川議員の考えも、高橋金幹議員の考えもよくわかりますけれども、そういう意味も十分に踏まえながら、本議会に上程されたこの辞職勧告案に賛成いたします。

○議長（大地達夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。この採決は、起立によって行います。

発議2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（大地達夫君） 起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

土井茂夫君の入場を求めます。

（8番 土井茂夫君 入場）

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君に、発議第2号は原案のとおり議決されましたことを告知いたします。

◎請願第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、請願第4号 子育て支援の充実と負担軽減に関する請願書を議題といたします。

請願第4号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、貝塚嘉軼君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（6番 貝塚嘉軼君 登壇）

○6番（貝塚嘉軼君） 議長のお許しを得ましたので、ここで請願を読み上げます。

子育て支援の充実と負担軽減に関する請願書。

平成27年11月26日。御宿町議会議長、大地達夫様。

御宿町岩和田716-8、貝塚優一。同じく岩和田1099、村上祐子。御宿町新町611-2、西巻正美。御宿町七本93-2、吉野由美。

紹介議員、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。御宿町議会議員、大野吉弘。

請願の主旨。

共働き世帯の増加や核家族化の進展など、子育てをめぐる環境が大きく変化するなか、安心して子どもを産み育てられる地域環境が強く望まれます。出生率の低下、少子化の進行は御宿町はもとより全国的な課題でもあり、子育て世代を地域全体で支える仕組みが必要不可欠です。

御宿町における小・中学生（H27年度）は378人で、10年前と比較すると30パーセント超の減少となっており、子どもを育てる保護者の多くは、子育てに関する不安や経済的負担を感じているのが実情です。

については、地域で支えあう安心して安全な子育て環境の充実、経済負担の軽減など、子育てニーズを十分に反映した積極的な支援策について検討いただきたく、次の事項について請願します。

請願事項。

保育料については子育て世代の大きな負担となっており、保育料について可能な限りの負担軽減を図っていただきたい。

次代を担う子どもたちは地域の宝であり、御宿町の将来の発展、活性の創出に大きな可能性を秘めています。しかしながら、小・中学校への入学の際には準備費用が保護者に重くのしかかっております。子育てを地域で支えあうといった観点からも運動用ジャージや制服の購入費等に係る費用の一部を補助する制度を是非ともつくっていただきたい。

また、クラブ活動や部活動において、子どもの数が減少するなかで遠征等によるバス代や用具代等、一人当たりにかかる費用負担が大きくなっています。御宿町の子どもたちが他の地域の子どもたちと同様の環境でクラブ活動や部活動に参加できるよう活動費助成の拡充を図って

いただきたい。

資料として、茨城県神栖市、島根県邑南町、高知県梶原町の事例や、御宿町の保育料の減免に関する規則、国の保育料に関する検討状況が記載された新聞記事、また小中学校の主な経費等が添付されております。

御宿町としても、現在第3子に対する保育料の減免を行っていますが、国の動向などを踏まえ、第3子の無償化の拡大など、子育て世代の経済的負担を軽くする施策を推進し、少子化抑制の一助になればと考え、本請願を紹介するものであります。

ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

本請願に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 平成27年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、一部事務組合の規約改正に伴う協議1件、新規制定条例案1件、条

例改正案5件、町道の認定、廃止がおのおの1件、各会計補正予算案3件の計12議案のご審議をいただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなり、ここに御礼を申し上げる次第でございます。

また、発議2件、そして請願と、長時間にわたるご審議、ご苦労さまでございました。

おわびとなりますが、このたびの職員の不祥事に関しまして、ご報告が遅延いたしましたことを改めておわび申し上げます。

早いもので、今年も残すところ半月余りとなりました。今年には御宿創生元年として、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を立ち上げまして、人口減少対策に重点を置いた5つの基本目標における町づくりを進めるために、委員会で協議を進めてまいりました。

そのほか、町合併60周年記念事業など、さまざまな事業を実施いたしました。いずれも議員各位、関係各位のご理解とご協力により、無事に終了することができました。ここに改めて深く御礼を申し上げる次第でございます。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、お願いを申し上げます。

師走に入りましたが、昼夜寒暖の差が大きい時期ですので、温度差に体調を崩されないよう、皆様方におかれましては、お体をご自愛いただきまして、穏やかに新しい年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただき、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

年末年始を迎え、何かとお忙しい時期となりますが、皆様には健康に充分配慮され、つつがなく新年をお迎えくださるよう祈念いたします。

以上で、平成27年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 7時07分)